

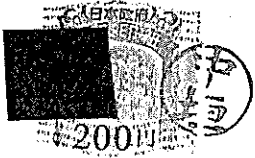
第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年4月1日 他				
表題	奈良県議会議員 佐藤光紀ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動理念、活動報告などの広報。意見・要望を求める。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策 ・ 活動報告 ・ 県民への意見募集 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー維持費	さくらインターネット	4,590 円	R4年4月～R5年1月分	2
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 4-6 月分	52
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 7-9 月分	110
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 10-12 月分	172
	サーバー維持費	さくらインターネット	918 円	R5年2月～R5年3月分	180
	維持管理費	中垣由梨	49,500 円	更新料 1-3 月分	231
	※50%充当 合計 203,508 円×50%=101,754 円				
備考	ホームページアドレス : https://mitsunori-sato.com./ 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ Web サイト管理・更新業務の契約書 ・ さくらインターネット契約 支払い明細 				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



契約書

佐藤みつのり事務所 御中

ICO webdesign 中垣 由梨

〒630-0262 奈良県生駒市緑ヶ丘 1420-2-217

TEL: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

以下、「佐藤みつのり事務所」様を「甲」と記し、「中垣由梨」を「乙」と記します。

契約内容

WEB サイト管理・保守業務

「奈良県会議員佐藤みつのり WEB サイト」

期間

2022年4月1日～2023年3月31日

費用

各1ヶ月間 15,000円

お支払い方法

銀行振込にて。3ヶ月毎とさせていただきます。

- ・乙は甲の上記期間、甲のWebサイトの管理・更新業務を行います。
- ・活動アルバムの更新は月3件までとし、それを超える場合は別途費用と致します。
- ・当ホームページに掲載する写真データやテキスト文面等は、原則として甲にご提供して頂くものと致します。作成後の内容のチェックは甲におこなって頂くものと致します。

甲記名

佐藤 光紀



乙記名

中垣 由梨



以上

From [REDACTED]

To [REDACTED]

受信日時 2022/01/10 月 10:55

[さくらインターネット] 《ご請求書》 契約更新費用についてのお知らせ

佐藤 光紀 様 [REDACTED]

さくらインターネットをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご契約いただいておりますサービスの継続利用料金について、以下のとおりご請求申し上げます。

下記ご請求書の内容を確認いただき、期限までにお支払いいただきますようお願い申し上げます。

◆◆◆ ご請求書 ◆◆◆

ご請求日 2022年01月10日

お支払期限 2022年01月31日

ご請求先 佐藤 光紀 様

会員ID [REDACTED]

請求書番号 25735960

ご請求金額 5238 円 (消費税含)

- ・ご請求金額の内訳は、以下会員メニューよりご確認ください。

▼会員メニュー 請求明細情報

<https://secure.sakura.ad.jp/menu/bill/?mode=B2010&billno=25735960>

ログインには、会員IDと会員メニューパスワードが必要です。

※上記URLへアクセス後、手続き欄の「請求書印刷」ボタンより請求書の印刷が可能です。

■「銀行振込」にてお支払いの場合

以下振込先へお振込みをお願いいたします。

振込先口座：三井住友銀行 [REDACTED]

口座名義：サクラインターネット (カ)

※ 振込手数料はお客様負担となります。

銀行振込時の注意事項については下記URLにてご確認ください。

▼銀行振込みについて

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/115000041561>

弊社にてお支払いの確認後1~2時間程度(※)で、以下件名のメールを送信いたします。

件名：[さくらインターネット] お支払い確認のご連絡

※ 23時以降に弊社でお支払いを確認した場合、翌朝8時以降にメールを送信いたします。

■「クレジットカード」にてお支払いの場合

本請求は、会員メニューからクレジットカード決済でお支払いできます。決済手順は、以下マニュアルをご参照ください。

▼クレジットカード決済について(即時決済)

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206052802>

◇◆◇ ご確認ください ◇◆◇

※ 前払いサービスのうち、解約手続きが完了していないサービスは、お支払いいただくことにより、更新の対象となります。
更新を希望されないサービスが上記サービス内容に残っている場合、お支払い前に会員メニューより解約のお手続きを行ってください。

▼サービスの解約

<https://help.sakura.ad.jp/hc/ja/articles/206057042>

※ 当月に解約されたサービスがある場合は、請求合計額が変わっている可能性があります。必ず会員メニューをご確認ください。

※ 内訳に記載のご利用期間が過去日になっている場合、後払いサービスです。後払いサービス分は、既に解約手続き済みでも提供終了日までの料金のお支払いが必要です。

※ 毎月払いの料金については月末締めになるよう日割計算を行っております。通常と異なった金額の請求が届いた場合は、利用期間をご確認ください。

※ 弊社でお支払の確認ができるまで1~2営業日ほどかかる場合がございます。月末が土日祝などの休日になる場合は、お早めにお支払ください。お支払期限を過ぎますと、サービスの提供を停止させていただきます。

※ お支払の際に金融機関から発行される控えは領収書となります。弊社では、領収書は発行いたしておりませんので、大切に保管しておいてください。

※ お支払金額に過不足などが生じた場合はメールまたは電話にてご連絡させていただくことがあります。

※ 複数のサービスや独自ドメインをご利用の場合、請求の時期がそれぞれ異なることがあります。請求ごとのお支払いをお願いいたします。

2/2

表示日時: 2023年04月11日 20:53:00

〒630-0201
奈良県生駒市小明町556-3

佐藤 光紀 様



〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

請求書

2023年01月10日発行
請求書番号:28204617
会員ID: [REDACTED]

ご請求金額

¥5,238-

お支払期限:2023年01月31日

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
113100089483	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2023/02/01-2024/01/31) [wheatcoyote6.sakura.ne.jp]	12ヶ月一括	5,238	1	5,238	税込み

小計 5,238
(内消費税額 10% 476)
繰越額 0
合計 5,238

お振込先

三井住友銀行

口座名義 さくらインターネット株式会社

※ 恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います。
※ 請求書払いをご選択の方へ、払込取扱表を添付した請求書(書面)を郵送しております。

備考

- 重複したお支払いにご注意ください。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年 4月 28日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団 議長 川口正志氏			
年会費支払目的	情報収集し県政に役立てるため			
按分率の説明	すべて県の政策研究に役立てるため 100%充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深める。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会を兼ねた定例会議を年4回。必要に応じて臨時会議、役員会。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員</p> <p>◆本会の活動内容 人種問題等の情報を収集し県政に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	奈良ヒューライツ議員団年会費	12
	合計	30,000 円 (100%充当)		
備考	添付資料：奈良ヒューライツ議員団規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 佐藤光紀					
年 月 日	令和4年5月9日 他				
表題と発行部数	令和4年号外01号ちらし A4サイズ5,000部 B4サイズ5,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング、駅立ち				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において ・2月議会報告・県政活動 ・会員募集 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	10,320 円	A4サイズ @2.0×5,000部 ≒9,990円 代引き手数料 330円	21
	印刷代	プリント パック	23,970 円	B4サイズ @4.7×5,000部 ≒23,530円 代引き手数料 440円	22
※ 50 %充当 合計 34,290 円×50% = 17,145 円					
備考	添付資料：令和4年号外01ちらし 領収書				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員 佐藤みつのり

[生駒市選出]



日本の1日

日本で一日に起こる
出来事の数を書いてみました

(厚生労働省 平成30年～令和2年)

① 交通事故は？... 3,585
② 心臓疾患は？... 1,014
③ 597
④ 献血者数は？... 307
⑤ 105
⑥ 仕事中の事故は？... 3
⑦ 232
⑧ 自殺は？... 62

【奈良県議会議員】(二回目)

- 経済対策委員会 副委員長
- 観光振興特別委員会 委員
- 議会運営委員会 委員
- 議会改革推進委員会 委員
- 意見聴取推進委員
- 発起分ゼロをめざす 県議会議員連盟 副会長
- 県議会議員連盟 副会長
- 奈良県自然環境保全推進委員会 委員
- 日本維新の会 奈良県総支部所属



YouTube

観る・チャンネル登録をお願いします

入院しているのは？ 通院しているのは？

1,318,800 7,238,400

○がんとwaar... 144,900 ○がん等では？... 231,600

○呼吸器科では？... 2,040 ○循環器科では？... 35,000

○呼吸器科では？... 1,620 ○膠原病では？... 22,100

これから向かうべき奈良県、そして日本のために

令和4年3月4日 奈良県議会・維新代表議員 佐藤みつりの 所信表明演説より一部抜粋)

新型コロナウイルスに関して第6波では大きく状況が転換している訳ですが、濃厚接触者の定義等、これまで通りの対応を行った結果、本来働ける人まで拘束し、いたずらな混乱を巻き起こし、対策としても後手をとった状況であると思えます。連日、新型コロナウイルスに何人感染した、死亡者は何人にとクロアップされており、これを見聞きする度に、私は違和感があります。

我が国ではコロナ前、1日に3500名が亡くなり、その内、がんが1000名以上が亡くなっています。また、がん等の為に1日に14万人以上が入院し、23万人が通院していました。しかし、コロナ禍の現在は早期発見に繋がると減少し減少しております。また結婚や妊娠を控える傾向にもあります。これらの対応はこれら二次的影響も含めて対応し、特に経済活動を止めずに対応する局面に入っている、とはっきり申し上げます。

ウクライナ侵攻を始め、今、世界は目まぐるしく動いており、転換期どころが激変期です。現代社会の最大特徴であるグローバル化について、根本的に見直さなければならぬと考えるべきです。無条件にグローバル化する、感染症は起こって当然の結果です。

資源を持たざる国、依存度を強めている我が国、日本の。国の足腰は地方であり地方の営みの積み重ねこそ、国としての自立につながるべきです。奈良ならでの真価を発揮できるように、一つ一つの積み重ねを大事とし、努めるべきと考えます。

国 地方

渡辺の会 佐藤みつりのこのQRコードをスキャンして下さい。

選挙活動は、皆様のご意見を伺ってまいります！

活動をサポートして頂く方を募集しています！

選挙活動は、皆様のご意見を伺ってまいります！

活動をサポートして頂く方を募集しています！

選挙活動は、皆様のご意見を伺ってまいります！

活動をサポートして頂く方を募集しています！

① **文化財のデジタルアーカイブについて**
 なら歴史・文化財文化財が村！
 記念品はあれど、出来たらには活用すべき施設。

② **ふるさと納税について**
 1) 年々税額が減少している、ふるさと納税。
 2) 企業協賛がさること納付制度も活用するべし！

③ **インボイス制度の導入への対応について**
 令和5年10月からインボイス(適格請求書)制度が導入されます。皆様はご存じでしたか？

④ **本猫へのマイクロチップ装着義務化について**
 令和4年6月から動物愛護管理法が改正！
 命に限りがあるってばならない。考えよう命とは、

⑤ **公職選挙法について**
 皆様はどの様に現れておられますか？
 今時、名前入りの『のほり』や『たすき』を、選挙前からしている、立候補予定者。

議題は県のDX(デジタルトランスフォーメーション)について今後の展開をどうするのか、問い合わせ。県内に多くある文化財アーカイブ、そして活用に向けて。...知事答弁のDX予算について、不安が残り...

これまでの資料・結果を踏まえ、返礼品の適定や納税に関する見直し、今後とも推進した。必要となる寺社仏閣への支援を踏まえ、更なる活用を要望した。世間では余り知られていない企業協賛がさや納付制度についてさらなる可能性を触れ、更なる活用を提案した。

中小零細事業者が多い奈良県の産業振興において、本制度の導入で深刻な影響が出る事やコロナ禍で経営状況が悪化する中で、本制度導入のめ、延期もしくは中止が望ましいこととの立場を示す中、そもそも県として列強事業者への周知が徹底できていない点や対策を問いました。

現在、マイクロチップの装着は賛同があるが1万頭程度は少なく、「命の住り方」について県民の理解が深まらず、一部の犬猫は十分に装着されていない。県としてマイクロチップの装着率を上げるための取組を望んでいます。

県選挙管理委員会委員長を招き、県議会において、県民の代表者として活動が期待される。県民代表者として活動が期待される。県民代表者として活動が期待される。

公職選挙法の改正を求める議員書

公職選挙法第12号

公職選挙法は、選挙の公正かつ自由な実施を旨とする。選挙の公正かつ自由な実施を旨とする。選挙の公正かつ自由な実施を旨とする。

公職選挙法第12号の改正を求める議員書

公職選挙法は、選挙の公正かつ自由な実施を旨とする。選挙の公正かつ自由な実施を旨とする。選挙の公正かつ自由な実施を旨とする。

選挙活動は、皆様のご意見を伺ってまいります！

活動をサポートして頂く方を募集しています！

選挙活動は、皆様のご意見を伺ってまいります！

活動をサポートして頂く方を募集しています！

選挙活動は、皆様のご意見を伺ってまいります！

活動をサポートして頂く方を募集しています！

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年7月20日				
表題と発行部数	令和4年号外02 ちらし A4サイズ 3,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング、駅立ち				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第21回県政報告会の案内 ・奈良県議会 会派紹介 ・会員募集 他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	7,020 円	A4サイズ @ 2.2×3,000部 ≒6,690 円 代引き手数料 330 円	59
		※ 50 % 充当 合計 7,020 円×50% = 3,510 円			
備考	添付資料：令和4年号外02 ちらし 領収書				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 佐藤みつのり

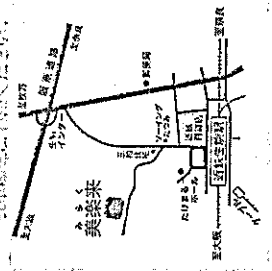
〔生駒市選出〕

第21回 佐藤みつのり県政報告会のご案内


日時：令和4年8月7日(日)
13：30～15：30

場所：芸術会館 美楽来 セミナー室2・3・4
 生駒市西松ヶ丘2番20号


※中止・変更等のお知らせは、HP・SNSをご確認ください。



■奈良県議会6月定例会において、
 常任・特別委員会の役選が行われました。
 『維新会派は3名だが、存在感を示す!』



清水勉 県議 (北葛城郡区選出)
 ・総務警察委員会 委員長
 ・地域公共交通対策等特別委員会 委員



小林誠 県議 (生駒郡区選出)
 ・建設委員会 副委員長
 ・総合防災対策特別委員会 委員長

経済労働委員会 副委員長
 観光振興対策特別委員会 委員長
 議会改革運営委員会
 議会改革推進会議
 意見書調整会議 各委員


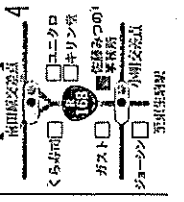
佐藤みつのり事務所 会員募集!

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。

事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています!

佐藤みつのり事務所
 〒630-0201 生駒市小町556-3
 TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489
 URL: <https://mitsunori-sato.com>

Twitter
 Facebook

令和4年 第26回参議院議員通常選挙 生駒市 比例獲得票数 (政党+個人票合算)

【投票率】 生駒市: 60.50% 奈良県: 55.90% 全国: 52.05%

政党	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党
生駒市	18,302	17,457	4,468	5,435	3,544

■生駒市において、自民党を上回る比例票を獲得!!

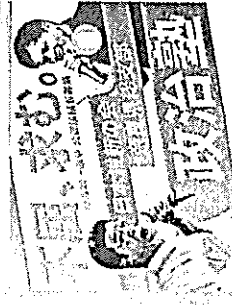
■奈良県選挙区では『中川たかし』候補が猛追するが、惜しくも次点。

■全国では、比例投票先で野党第1党を維新が獲得。改選議席を増加させる。維新国会議員は衆参合せ62名へ!

■奈良県総支部維新政治塾始まる! 不屈、求む。

■日本維新の会 一般議員も随時募集中! 今こそ共に!

詳細は奈良県総支部HPまで





自分たちの身を守るには
 一生懸命
 自分を守りつづける
 国体を守るの一生懸命
 それ以外の政治家はなにを
 日本にひびく
 本気で日本を改革していく
 政策があってもいじやないでよ
 国がわが国とまともに対峙できる
 そんな野党を本気でつくりたいと願っています

一票を待っていない
 子どもたち、孫たちの方を
 向いた政治
 これをやらせてもらいたい。

置かぬ日本をつないでいくために、
 子どもが夢を諦めなくていいような
 社会をつくりたい。

青果いと書かれるかもしれないけれど、
 僕は重要なことだと思ってる。
 子どもたちが頑張ろうと思える社会をつくる。
 これは今の大人の私たちの責任です。

**政治家の仕事は
 道のないところに
 道を創ることです。**

変えよう! 税金の使い方、税金の在り方、
 政治の在り方、政党の在り方、そして政治家の在り方を!

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)						
会派・議員名 佐藤光紀						
年月日	令和4年7月21日 他					
場所	芸術会館 美楽来					
会議名	第21回県政報告会					
相手方(人数)	37名					
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会					
内容、結果等	①コロナ感染症 陽性者療養・濃厚接触者待機期間について ②奈良県と海上保安庁との包括連携協定について ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと その他、選挙報告、政治活動、地域住民との意見交換会 (コロナ禍の為、事前アンケート形式) 効果 県議会代表質問、県政活動に反映					
開催に要した経費		項目	金額	内訳	領収書番号	
		返信用封筒	24,660 円	3,000 枚 24,660 円 ÷ 3,000 枚 ≒ @ 8.2 円		61
		郵送代	61,424 円	案内郵送代 84 円 × 36 通 73 円 × 800 通		66
		郵送代	84 円	案内郵送代 84 円 × 1 通		76
		お茶代	1,598 円	お茶 1 ケース		77
		お茶代	1,598 円	お茶 1 ケース		78
		会場費	3,150 円	芸術会館美楽来 セミナー室 2.3.4		80
		郵送代	2,832 円	意見募集郵送代 84 円 × 27 通 94 円 × 6 通		81
		郵送用封筒 印刷代	15,460 円	5.15 円 × 3,000 枚		60
		合計 110,806 円 (1/2 按分 = 円) 55,403 円				
備考	添付資料： 返信用封筒・県政報告会資料・郵送用封筒					

注 会議の次第や資料等を添付してください。



奈良県議会議員

佐藤みつのり事務所

〒630-0201

奈良県生駒市小明町 556-3

TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489

H P: <https://mitsunori-sato.com>

料金受取人払郵便

6 3 0 0 2 9 0

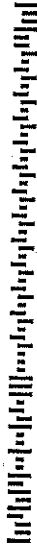
生駒局承認
1007

差出有効期間
令和5年5月
8日まで
(切手不要)

(受取人)

奈良県生駒市小明町55613

佐藤みつのり事務所
行



差出人

ご住所	<input type="text"/>	都道府県
フリガナ	<input type="text"/>	
お名前	<input type="text"/> 様	
お電話	<input type="text"/> ()	

第21回 佐藤みつのり県政報告会



次第

- ・来賓紹介
- ・政治談話
(選挙・コロナ・海上保安庁)
- ・アンケート質疑



令和4年8月7日(日) 13:30~15:30

会場:生駒市芸術会館 美楽来

1/12

令和3年 第49回衆議院議員総選挙 生駒市・奈良市比例獲得票数

【投票率】 生駒市:65.15% 奈良県:59.13% 全国:55.92%

政党	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党
生駒市	22,707	17,752	4,721	9,155	3,688
奈良市	52,788	49,590	17,830	28,493	13,635

■生駒市において自民党・公明党の合計票を上回る票を維新が獲得。

■奈良1区選挙区で前川衆議院議員が比例当選、奈良県で維新初の国会議員となる。

■全国平均と比べて高い投票率、生駒市民の政治意識の高さがうかがえる。

2/12

令和4年 第26回参议院議員通常選挙 生駒市・奈良市比例獲得票数(政党+個人票合算)

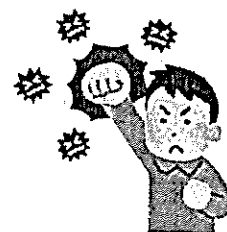
【投票率】 生駒市:60.50% 奈良県:55.90% 全国:52.05%

政党	日本維新の会	自由民主党	公明党	立憲民主党	日本共産党
生駒市	18,302	17,457	4,468	5,435	3,544
奈良市	44,517	48,719	17,449	17,369	12,750

- 生駒市において昨年の衆議院総選挙につづき自民党を上回る比例票を獲得。
- 投票率が生駒市で4.65%低下するも、全国・奈良県と比べると高い投票率を維持。
- 立憲民主党が衆議院選から3,720票減少、全国でも比例票の野党第1党は維新が獲得。

新型コロナウイルス感染症 陽性者療養・濃厚接触者待機期間

①待機期間:10日		7/31(日)	8/1(月)	8/2(火)	8/3(水)	8/4(木)	8/5(金)	8/6(土)	8/7(日)	8/8(月)	8/9(火)	8/10(水)	8/11(木)	8/12(金)	8/13(土)	8/14(土)		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目		
陽性者	有症状	検査日	療養(健康観察)期間							症状軽快	72時間経							通常の生活(出勤登校・可能)
	検査日	療養(健康観察)期間 ※症状継続・悪化										症状軽快	72時間経					通常の生活
②待機期間:7日		8/1(月)	8/2(火)	8/3(水)	8/4(木)	8/5(金)	8/6(土)	8/7(日)	8/8(月)	8/9(火)	8/10(水)	8/11(木)	8/12(金)	8/13(土)	8/14(土)			
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目							
陽性者	無症状	検査日	健康観察期間								通常の生活							
	検査日																	
③待機期間:5日(検査無) ④ 2日(検査要)		8/1(月)	8/2(火)	8/3(水)	8/4(木)	8/5(金)	8/6(土)	8/7(日)										
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目										
濃厚接触者	A 抗原検査なし	検査日	自宅待機期間					通常の生活										
	B 抗原検査あり	検査日	自宅待機期間		1回目 抗原検査 陰性	2回目 抗原検査 陽性	通常の生活			外出可能								





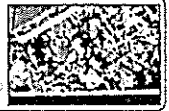
令和4年6月20日に奈良県と第五管区海上保安本部は、「奈良県と第五管区海上保安本部との包括連携に関する協定」を締結し、地域の安全・安心の確保等に資するため、幅広い分野で相互に連携・協力する事項について決めました。

2. 具体的に連携・協力する取組の例 ③ 奈良県 JCG 第五管区海上保安本部

① 災害時の応援に関すること

大規模災害発生時において県の要請に基づいて第五管区海上保安本部が行う

- ①航空機による被害状況調査
- ②被災者の捜索救助
- ③被災者等の搬送及び救援物資の輸送 等



② 災害への備えに関すること

- ①県と第五管区海上保安本部の救助チームによる救助技術向上に係る相互交流
- ②大規模災害に備えた航空機離発着場に関する情報共有・訓練 等



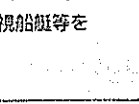
③ 海上における安全の意識啓発等に関すること

- ①県のSNS等による、118番や海難防止等の周知活動
- ②第五管区海上保安本部による、奈良県下の学生に対する海での安全確保等に関する指導 等



④ 子ども・青少年教育及び生涯学習等に関すること

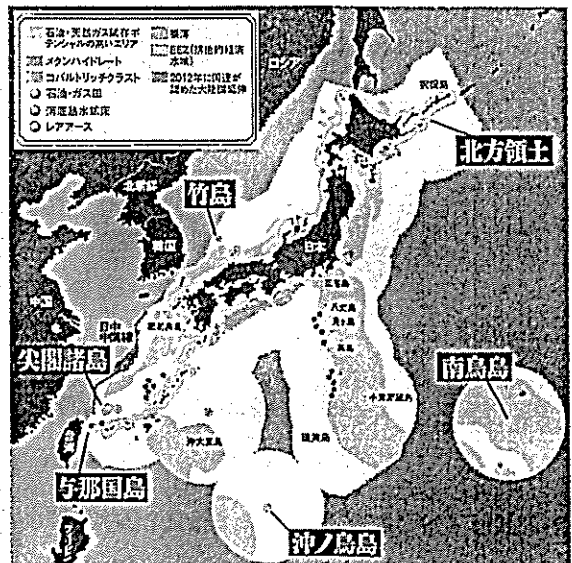
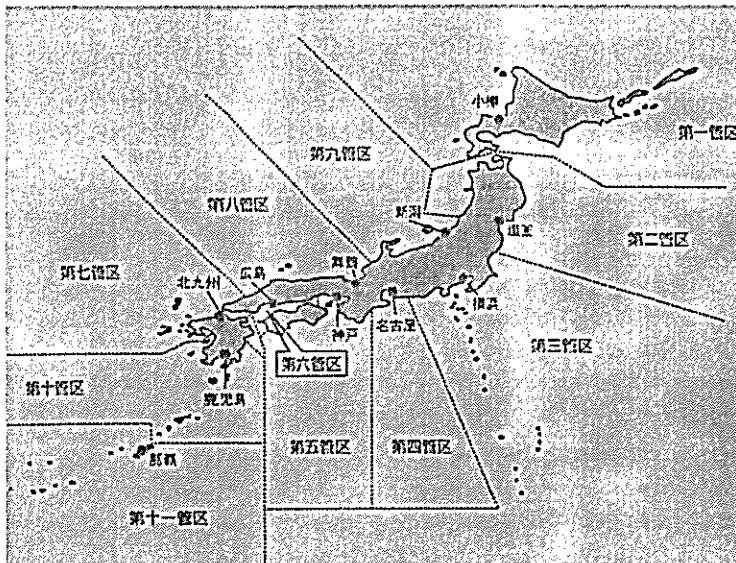
- ①奈良県下の学生に対する、第五管区海上保安本部の施設や巡視船艇等を活用した職場体験
- ②奈良県下の学校における、海洋環境保全教室の実施 等



① 管区を知る事で見えてくる事

・日本の国土面積は約37.8万km²で**世界第60位**。

しかし、日本政府が領有権を主張している領海・排他的経済水域(EEZ)は約447万km²で**世界第6位**。
 EEZに豊富なエネルギー資源や鉱物資源の存在が確認されている。

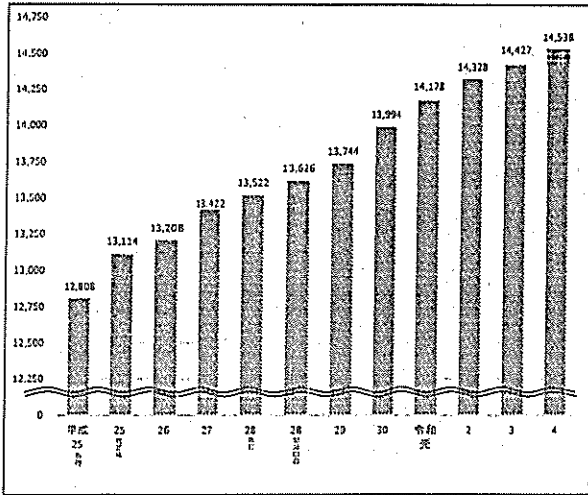


II

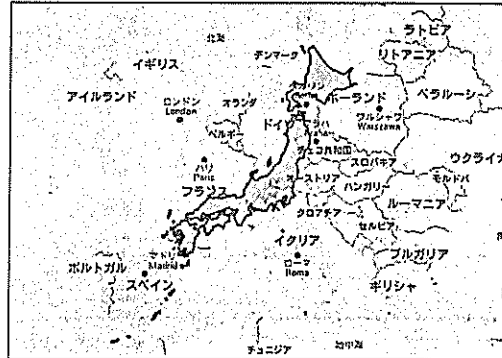
定員の推移から見えてくる事

- ・メルカトル図法でイメージ錯誤、実は想像以上に広い面積を少ない人員で担っている事実。
- ・増える定員、それでも少ない定員、更に下回る実員数(しかも、専門的過ぎて補充がきかない)

(単位:人)



年度	平成25年	25	26	27	28	28	29	30	令和元	2	3	4
増員	400	306	320	435	316	104	338	467	423	436	385	424
合理化等	▲281	0	▲226	▲221	▲216	0	▲220	▲217	▲239	▲286	▲286	▲313
総増数	119	306	94	214	100	104	118	250	184	150	99	111



海上保安官: 13,283名
(2021年7月1日)

・海上自衛官: 42,850名 ...94.5%
予備自衛官含まず (2020年3月31日)

・全国警察官: 259,369名
警察事務職員を含まず (2020年4月1日)

III

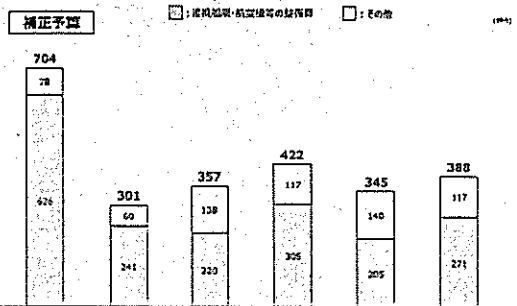
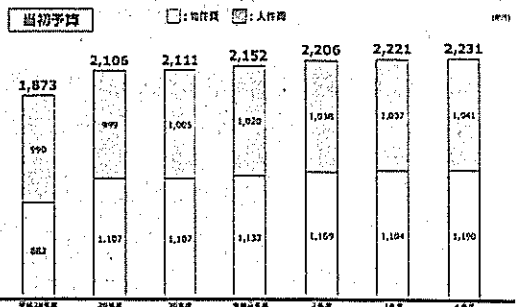
予算から見えてくる事

(単位: 億円)

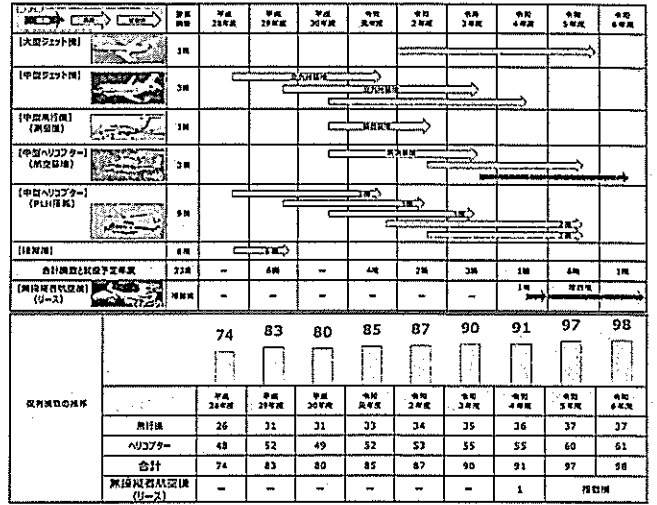
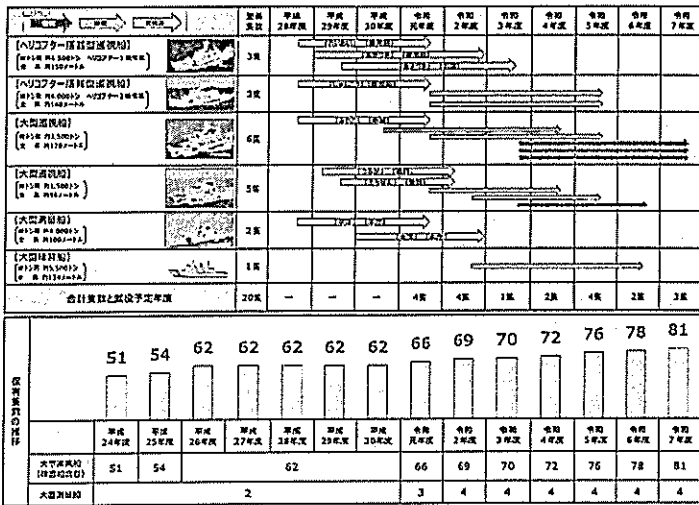
主要事項等	令和3年度		倍率	令和4年度		倍率
	当初予算額	A		当初予算額	B	
	C	D/A	E	F/E		
【物件費】						
1 巡視船・航空機等の整備費	291	347	1.19	249	596	2.05
2 巡視船・航空機等の運航費	487	446	0.92	54	501	1.03
3 海上保安官署施設の整備費	19	25	1.26	5	30	1.54
4 情報通信関係費	58	28	0.49	23	52	0.89
5 海洋情報関係費	26	16	0.64	1	18	0.68
6 治安・救護・環境保全・防災関係費	118	107	0.91	16	123	1.05
7 その他	42	41	0.98	1	43	1.01
客共計	1,041	1,012	0.97	350	1,362	1.31
8 船舶交通安全基盤整備事業	142	179	1.26	37	216	1.52
物件費計	1,184	1,190	1.01	388	1,578	1.33
【人件費】						
人件費	1,037	1,041	1.00	0	1,041	1.00
合計	2,221	2,231	1.00	388	2,618	1.18

注1 補給整理の関係で、会計額は必ずしも一致しない。
注2 デジタル庁へ振り替える経費(34億円)を含む。
注3 令和3年度当初予算額には特殊要員経費(5億円)を含まない。

予算の内訳の推移等



IV 装備を検証する(448隻:巡視船143隻、航空機87機:固定翼24、※2021年4月1日現在)



①海上保安庁法 第25条

この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

② 戦後、武装した海上保安機構に対する極東委員会の反発を憂慮したGHQの意向により、下記6項目が課せられた。

- 1.職員総数1万名以下、
- 2.船艇125隻以下・総トン数5万トン未満、
- 3.各船艇1500排水トン未満、
- 4.速力15ノット未満、
- 5.武装は海上保安官の小火器に限る、
- 6.活動範囲は日本沿岸の公海上に限る

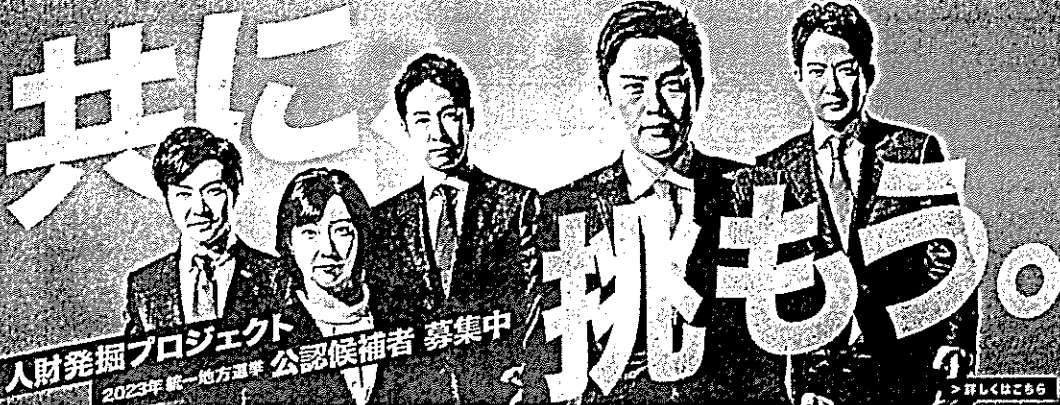
身を切る改革、維新だからできる。



不屈、
求む。

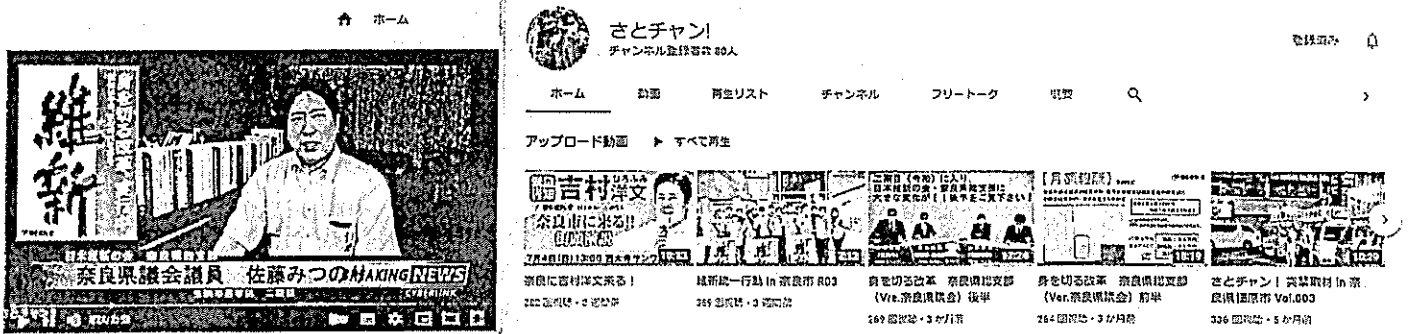


人財発掘プロジェクト
2023年統一地方選挙
公認候補者募集中





これまでの や Facebook での情報発信に加えて
YouTubeでの動画配信を始めました！



過去の投稿がご覧になれます
【さとちゃん!】で検索 又はこちらのQRコードからアクセスください →



好評価・チャンネル登録もよろしくお願いいたします！

感謝

ご清聴ありがとうございました。
引き続き「佐藤みつのり」へ、ご支援よろしくお願ひ申し上げます。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年9月20日				
表題と発行部数	令和4年号外03号ちらし A4サイズ1,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング、駅立ち				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県議会 常任・特別委員会役選のこと ・会員募集 他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	5,240 円	A4サイズ @4.9×1,000部 =4,910 円 代引き手数料 330 円	100
		※ 50 % 充当 合計 5,240 円×50%=2,620 円			
備考	添付資料：令和4年号外03 ちらし 領収書				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員

[生駒市選出]

佐藤みつのり

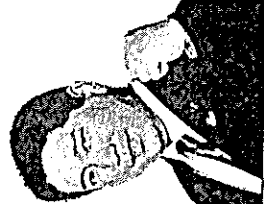
■ 奈良県議会 6 月定例会において、
常任・特別委員会の役選が行われました。
『維新会派は 3 名だが、存在感を示す!』



清水勉 県議 (北葛城郡区選出)
・ 総務警察委員会 委員長
・ 地域公共交通対策特別委員会



小林誠 県議 (生駒郡区選出)
・ 建設委員会 副委員長
・ 総合防災対策特別委員会 委員長



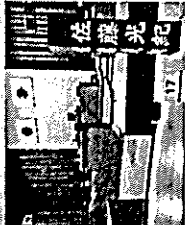
経済労働委員会 副委員長
・ 観光振興対策特別委員会 委員長
・ 議会運営委員会
・ 議会改革推進会議
・ 意見書調整会議

政治家の仕事は
道のないところを
道を創ることでも

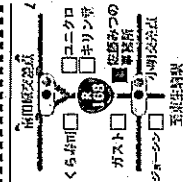
一票を持てない
子どもたち、孫たちの方を
向いた政治。
これをやらせてもらいたい。

変えよう!
税金の使い方、
税金の使われ方!
政治の在り方、
政治の在り方、
そして政治家の
在り方を!

佐藤みつのり事務所 会員募集! Join us!
活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。
入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。



事務所及びホームページにて、
皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています!
佐藤みつのり事務所
〒630-0201 生駒市小町町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489
URL: <https://mitsunori-sato.com>



第26回参議院議員選挙 奈良選挙区 選挙結果

投票総数	得票率	投票総数	得票率		
自由民主党	195,176.753	31.78%	日本共産党	40,321.354	6.57%
日本維新の会	161,941.107	26.37%	参政党	22,478.975	3.66%
公明党	71,971.676	11.72%	国民民主党	21,609.268	3.52%
立憲民主党	53,049.545	8.64%	れいわ新選組	19,688.776	3.21%
自由民主党	31.78%	日本共産党	6.57%		
日本維新の会	26.37%	参政党	3.66%		
公明党	11.72%	国民民主党	3.52%		
立憲民主党	8.64%	れいわ新選組	3.21%		

維新の改革は私たちが、奈良県で広げていく! 日本維新の会 奈良県総支部 所属メンバー

- 相川 さよしげ (奈良区支部)
- 清水 つとむ (奈良市支部)
- 佐藤 みつゆり (生駒市支部)
- 小林 誠 (生駒市支部)
- 大西 あつみ (生駒市支部)
- 山岡 としき (生駒市支部)
- 山本 まさき (大和郡支部)
- 福田 としや (大和郡支部)
- 相川 さすてる (生駒市支部)
- 山岡 としき (生駒市支部)
- 福本 たかのり (大和郡支部)
- 山本 まさき (大和郡支部)
- 相川 さすてる (生駒市支部)
- 山岡 としき (生駒市支部)
- 福本 たかのり (大和郡支部)
- 山本 まさき (大和郡支部)
- 相川 さすてる (生駒市支部)
- 山岡 としき (生駒市支部)
- 福本 たかのり (大和郡支部)
- 山本 まさき (大和郡支部)

不慮、不慮、不慮

日本維新の会では、2023年の統一地方選挙や、それ以外の地方選挙や、奈良県議会議員、奈良県知事選挙に向けて、公認候補者として出陣を希望する方を募集しています。必要なのは、未来への責任を果たす覚悟と改革への志。
今、めまらぬ選挙に突っ込んでいる政治家が多すぎます。世評を恐れ、反論を恐れ、選挙を恐れていては政治は停滞する。
子どもたちが将来を担っている。成長する日本を創るために、覚悟をもって立ちあがり、闘うことが求められます。
これこそが政治家の役割だと思ふ。熱い思い、どよめきは、未来のために、共に挑戦してみませんか。

日本維新の会
奈良県総支部 ☎ 0742-36-3358 ☎ 0745-25-3106
〒630-8115 奈良県奈良市大宮町7-2-5 田村ビル305 E-mail: naikai@naikai.or.jp

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年10月27日				
表題と発行部数	令和4年号外04号ちらし A4サイズ5,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング、駅立ち				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により1/2按分 政党等、政務活動以外の記事が50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県政報告会の案内 ・6月、9月議会報告・県政活動 ・会員募集 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリント パック	10,320円	A4サイズ @2.0×5,000部 =9,990円 代引き手数料 330円	117
		※ 50%充当 合計 10,320円×50%=5,160円			
備考	添付資料：令和4年号外04ちらし 領収書				

注 発行した広報紙を添付してください。

領収書

2022年10月31日

佐藤みつのり事務所 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
 下記の金額正に領収いたしました。
 何卒よろしくご願ひ申し上げます。

株式会社プリントパック
 〒617-0003
 京都府向日市森本町野田3-1-1
 TEL 0120-977-920
 FAX 075-935-6890



お支払条件 代金引換(後払い) 納品場所 ご指定場所

御請求金額 10,320円 (税込) 納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC31635997	品名：令和4年号外04-A4 A4 / 両面4色 / コート90 / 5,000部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2： 代引き手数料	1	9,990	9,990
				330
合 計				10,320

特記事項

運送会社様が発行されます領収書(送り状)が正式な領収書となります。
 こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただけますようお願い申し上げます。



奈良県議会議員

[生駒市選出]

佐藤みつのり

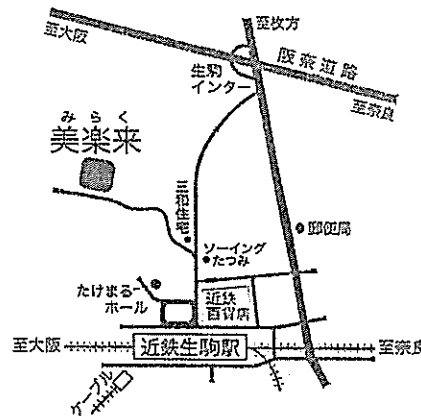
第22回 佐藤みつのり県政報告会のご案内

日時：令和4年12月17日(土)

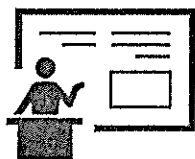
13:30~15:30

場所：芸術会館 美楽来

※車はお近くの時間貸し
駐車場をご利用ください。



前回報告会の様子

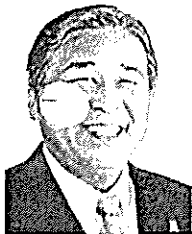
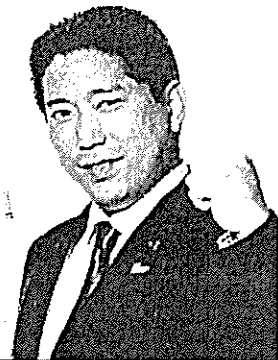


セミナー室2・3・4

生駒市西松ヶ丘2番20号

※中止・変更等のお知らせは、HP・SNSをご確認ください。

奈良県議会6月定例会において、
常任・特別委員会の役選が行われました。
『維新会派は3名だが、存在感を示す！』



清水勉 県議 (北葛城郡区選出)

- ・総務警察委員会 委員長
- ・地域公共交通対策等特別委員会 委員



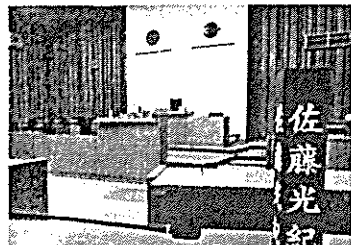
小林誠 県議 (生駒郡区選出)

- ・建設委員会 副委員長
- ・総合防災対策特別委員会 委員長

- ・経済労働委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員長
- ・議会運営委員会
- ・議会改革推進会議
- ・意見書調整会議 各委員

佐藤みつのり事務所 会員募集!

活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めましょう。
入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。



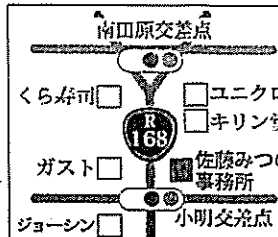
佐藤光紀

事務所及びホームページにて、
皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています!

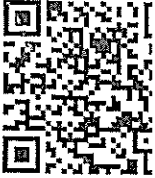
佐藤みつのり事務所

〒630-0201 生駒市小明町556-3
TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489

Twitter
Facebook



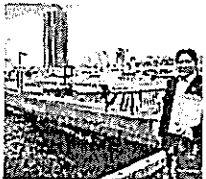
- 第五管区海上保安本部との包括連携協定について
- パーク＆ライドなどを活用した観光振興について
- 平城宮跡南側地区の公園整備について
- 奈良県の歩道整備について
- 奈良県の農業産出額について
- 公営ポスター掲示場について



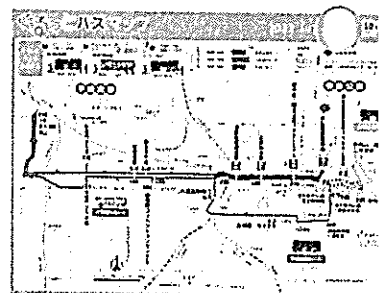
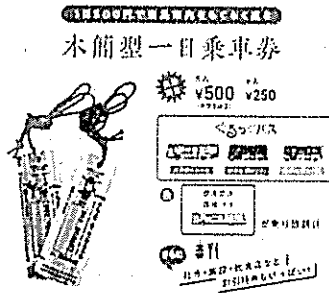
9月定例会
代表質問の
動画はこちら

【海上保安庁との連携】 質問先:奈良県知事
奈良県は内陸県において海難事故率がTOP!その中、R4年6月20日に県と包括連携協定を締結。更なる提案を行いました。
直近の課題としては、118番通報番号の周知にある。
⇒第五管区海上保安本部と連携対応中!
⇒奈良県教育委員会とも対応協議中!

順位	県名	事故率	順位	県名	事故率
1	奈良	3.81	16	徳島	4.81
2	和歌山	3.77	17	香川	4.81
3	三重	3.57	18	高松	3.67
4	福井	1.13	19	富山	3.25
5	滋賀	1.91	20	石川	3.17
6	岐阜	1.38	21	福井	2.92
7	山梨	0.61	22	新潟	2.11
8	長野	0.46	23	山梨	1.91
9	群馬	0.46	24	群馬	1.91



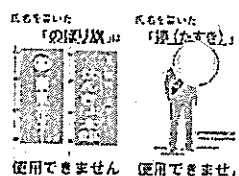
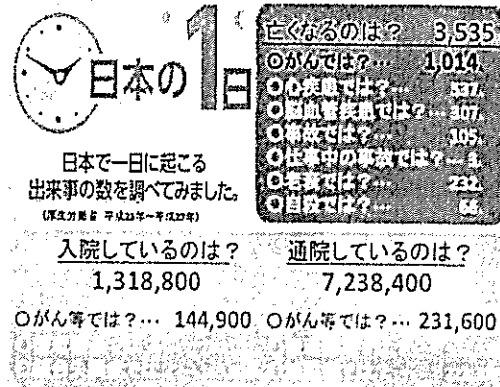
【パーク＆ライド】 質問先:奈良県知事
県の交通戦略について、パーク＆ライド(ぐるっとバス)を活用できる様に乗車券の販売方法・バスの運行時間の見直し、修学旅行生への木簡切符の販売、県のバスターミナルの不備点など、委員会での質問や実施調査を行った上、これをまとめ知事と討論。
⇒指摘点を踏まえ、改善を行うとの答弁がなされた。



令和4年2月議会 代表質問

- 文化財のデジタルアーカイブ化について
- ふるさと納税について
- インボイス制度の導入への対応について
- 犬猫へのマイクロチップ装着義務化について
- 公職選挙法について

【奈良県の農業R4】 質問先:食と農の振興部長
奈良の農業産出額は395億円で全国45位と極めて低く、その総産出額は0.44%と少ない状態である。
基幹的農業従事者の85%が60歳代以上と危機的な状態である事から、個の生産体制から組織的な生産体制への転換が求められると提言。⇒概ね合意、今後注目!



2月定例会動画はこちら

所属委員会では以下の内容で質疑を行っています。

観光振興対策特別委員会 R4～

経済労働委員会 R4～

- 中町「道の駅」について(県初の防災道の駅として)
- 奈良公園のバスターミナル利用状況について
- 平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討状況について
- 鹿害対策について
- 奈良まほろば館の運営について
- まほろばチャレンジリーグの売れ筋商品について
- 観光の交通戦略について
- パーク＆ライドについて
- 平城宮跡歴史公園南側駐車場について

- 中央卸売市場におけるアスベスト調査について
- 緊急時における木質バイオマス発電の利用について
- 高齢者向けポータルサイトについて
- インボイス制度について
- 簡易水道事業について
- 農業産出額について
- 遊休農地の市民農園への活用について
- エネルギーの地産地消について
- 平群町ソーラー開発について(開発条例について)

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年11月29日 他			
場所	芸術会館 美楽来			
会議名	第22回県政報告会			
相手方 (人数)	37名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	①9月議会報告 ・パークアンドライドなどを活用した観光振興について ・奈良県の歩道整備について ②政治談話 ・これまでの県政報告会を振り返って ・地域資本主義と国の未来 その他、政治活動、意見交換会 【効果】 県議会、県政活動に反映			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	郵送代	67,049 円	案内郵送代 84 円×43 通 73 円×869 通	142
	郵送代	168 円	案内郵送代 84 円×2 通	143
	立札	330 円	来賓用立札 3 個	151
	お茶代	4,860 円	ペットボトルミニ茶 3 ケース	157
	両面テープ 立札	770 円	展示用両面テープ 展示用立札 6 個	160
	会場費	4,200 円	芸術会館美楽来 セミナー室 1.2.3.4	164
	郵送代	2,352 円	意見募集郵送代 84 円×28 通	165
合計 79,729 円 (1/2 按分=円) 39,864 円				
備考	添付資料： 県政報告会資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

第22回 佐藤みつのり県政報告会

初志貫徹



令和4年12月17日(土) 13:30~15:30 会場:生駒市芸術会館 美楽来
セミナー室1にて展示会開催

1

次第

1. 会長挨拶
2. 来賓紹介
3. 県政報告
4. 政治談話



2

佐藤みづのり 県政報告

9月定例県議会 代表質問



①第五管区海上保安本部との包括連携協定について

②パークアンドライドなどを活用した観光振興について

③平城宮跡南側地区の公園整備について

④奈良県の歩道整備について

⑤奈良県の農業産出額について

⑥公営ポスター掲示板について

①第五管区海上保安本部との包括連携協定について

船長等乗船者の在住地別の発生割合 (約乗組のみ)			事故者の在住地別の発生割合 (内陸県のみ)		
順位	県	割合(%)	順位	県	割合(%)
38	滋賀	3.81	36	奈良	4.61
39	奈良	3.79	40	滋賀	3.81
40	岐阜	3.57	41	岐阜	3.67
43	長野	1.93	42	長野	3.23
44	埼玉	1.91	43	群馬	3.17
45	群馬	1.38	44	埼玉	2.92
46	山梨	0.61	46	山梨	2.31
47	栃木	0.46	47	栃木	1.02

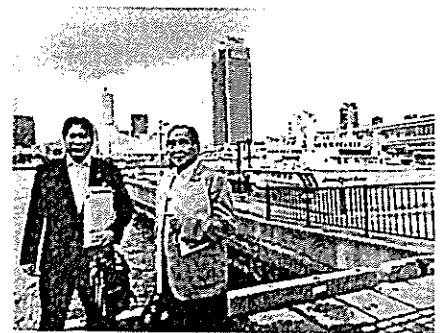
※全国都道府県中の順位



奈良県と海上保安庁のコラボ クリアファイル

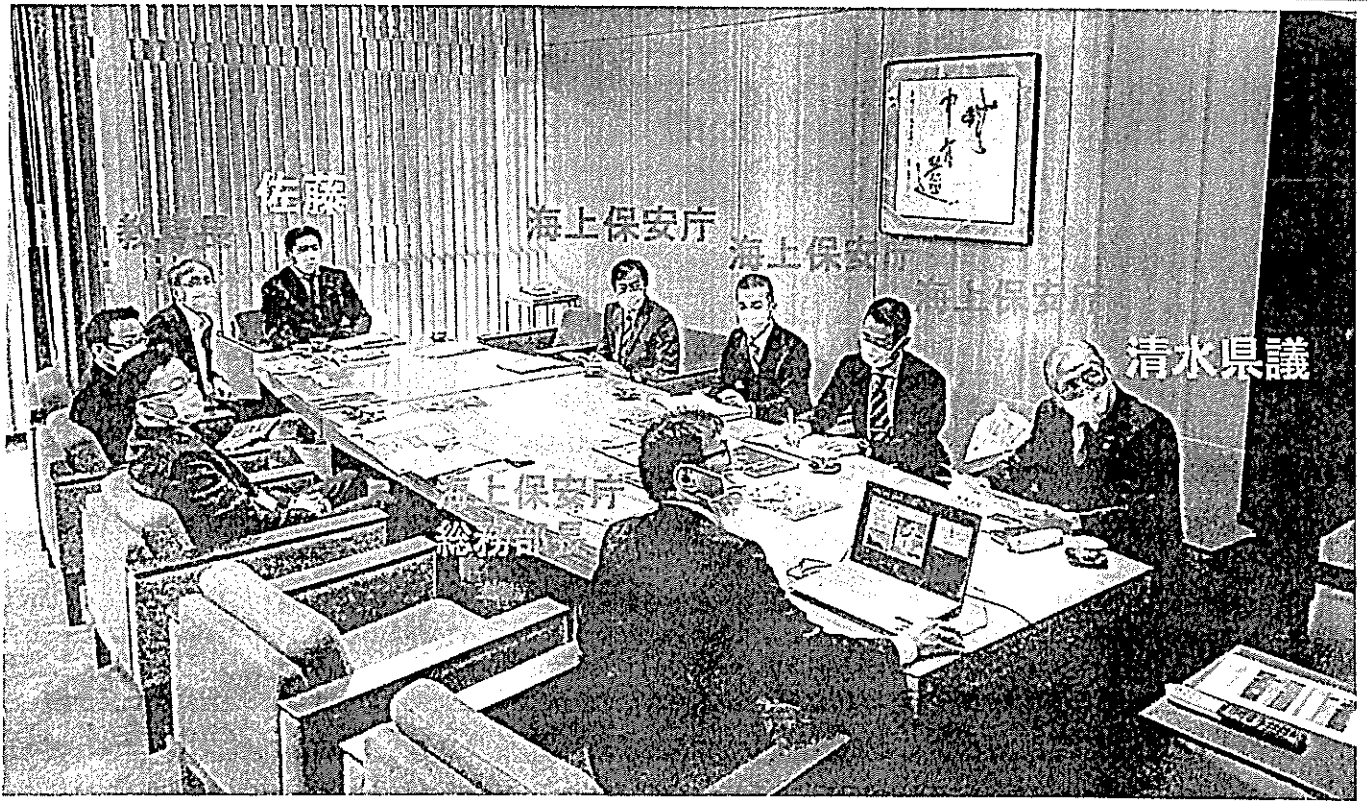


奈良県と海上保安庁 コラボ ポスター



第五管区海上保安本部 視察
清水県議とともに

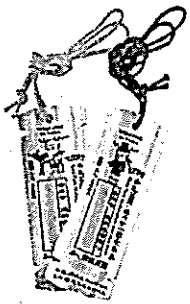
①第五管区海上保安本部との包括連携協定について



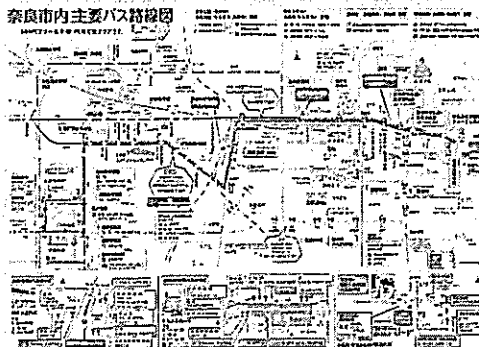
②パークアンドライドなどを活用した観光振興について

木簡型一日乗車券

大人 ¥500 小人 ¥250
(小学生以上)



ぐるっバス
 奈良交通 奈良バス 奈良観光バス
 奈良交通 奈良バス が乗り放題!!
 奈良市 社寺・施設・飲食店など! 割引特典もいっぱい!



ぐるっバス マップ

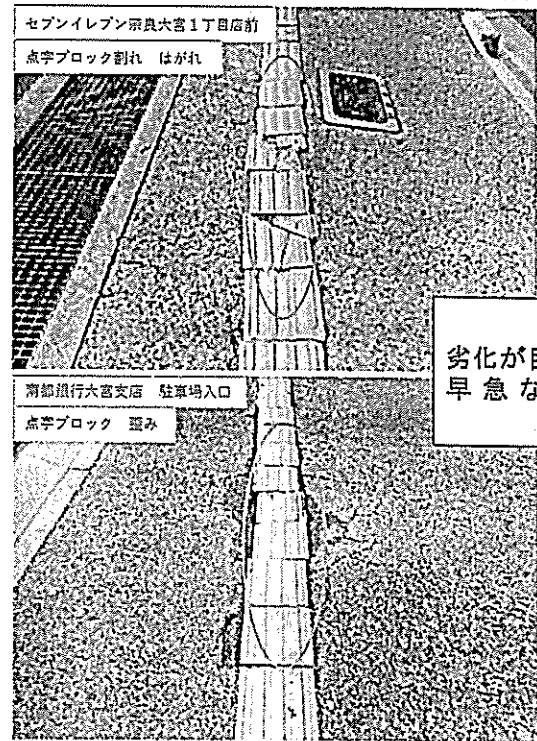
2022 AUTUMN 9月 10月 11月

ぐるっバス マップ 10月 100円 (小学生以上)
 10月21日(金) - 11月7日(日)のみ発行。
 奈良市バスセンターで発行・販売し、運行します。

④奈良県の歩道整備について

平城宮跡前～県庁前 歩道 点字ブロック・ガイド・シート敷設状況

令和4年9月3日調査 佐藤事務所

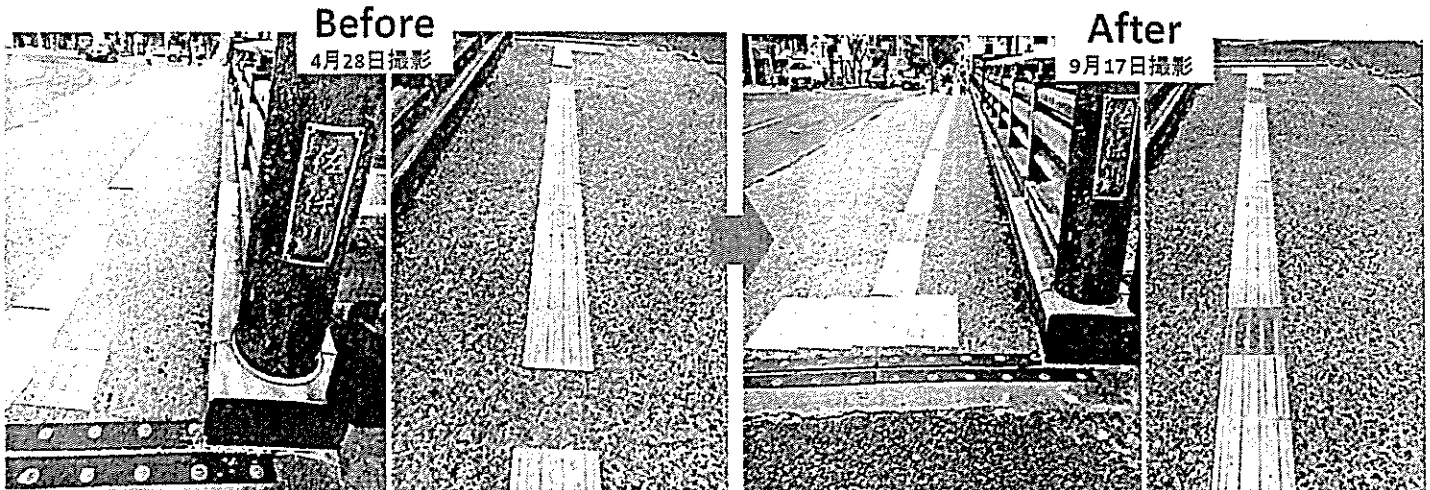
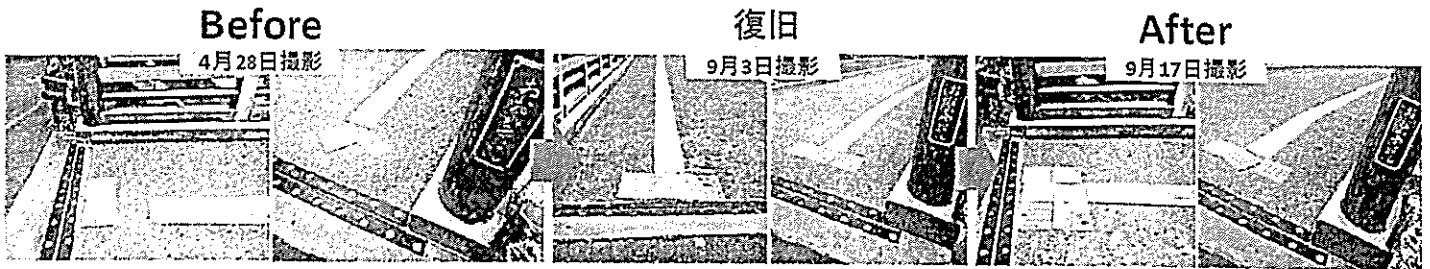


仕様の異なる点字ブロックが導入されている

劣化が目立つ箇所もあり早急な対応が必要

復旧状況 (奈良県道：豆砂利舗装・点字シート設置状況)

佐藤事務所

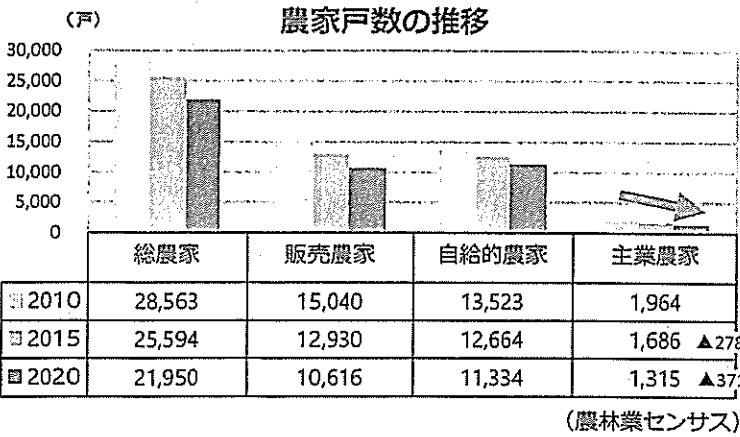


担い手の減少・高齢化

2. 担い手 総農家数は大きく減少、若い農業者は全体の8%

現状と課題
 ・総農家数は減少しており、規模も縮小もこの10年間で約4千戸減少している。
 ・担い手の担い手の高齢化や新規就農者（新規就農者）の増加を促すため、農業の担い手確保を図る必要がある。

■ 総農家数は10年間で約6千戸減少



農業産出額2020年は395億円で全国45位

4. 農産物 農業産出額は少ないものの、柿・小ぎくなど全国で上位の品目も

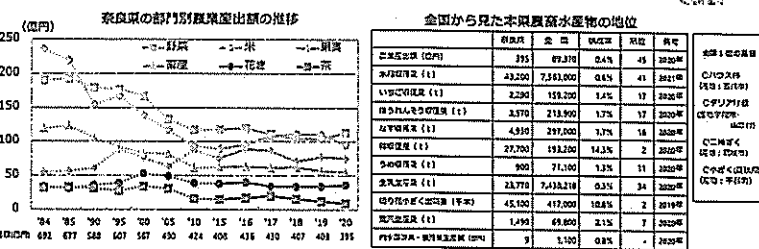
現状と課題
 ・農業産出額は、2020年は395億円で、全国45位、ここ数年は、400億円前後で推移している。
 ・上位5品目は、米、柿、生乳、いちご、ほうれん草。なかでも柿は全国第2位の生産額を占めている。
 ・農業産出額の向上をめざして、新規就農者や食と農の連携計画に基づき、戦略的農産物の生産拡大に取り組んでいく。

総産出額：395億円 (2020年)

品目	産出額 (億円)	割合 (%)
野菜	113.3	28.6%
果物	95.0	24.1%
畜産	75.0	19.0%
水産	33.5	8.5%
雑穀	18.2	4.6%
その他	10.0	2.5%

総産出額：89,370億円 (2020年)

品目	産出額 (億円)	割合 (%)
野菜	22,520	25.2%
果物	16,431	18.4%
畜産	8,741	9.8%
水産	3,277	3.7%
雑穀	1,689	1.9%
その他	800	0.9%



重要! 経済労働委員会

○EVスタンドの設置計画について
 今後の需要増を考え県施設に導入を促すべきだと指摘。

○万博への奈良県パビリオン未出展について
 奈良県以外の関西府県はパビリオンを出展費用が2億円かかることから出展を断念。

観光振興対策特別委員会

○中町「道の駅」について
 拡張性を持った「道の駅」設計、EVスタンド増設などを求める。

○奈良公園へのモビリティ導入について
 大阪城公園で導入されている電動モビリティを奈良公園でも導入できないか実際に現地で利用し提言。

議会改革推進会議

県議会棟の本会議場で、大型モニターを設置に関する検証を実施。既存の移動式52インチモニター2基を議場内に持ち込み、傍聴席などからの見え方を確認。

モニターは、議員が質問する際、関連資料などを表示するために使用。現在は質問者が事前にパネルを作って示しているが、より手軽に、分かりやすく議員や理事者、傍聴者らが情報を共有できるようにする。

政治談話

県政報告会

第1回～21回を振り返って

※セミナー室1にて展示会開催

13

政治談話

地域資本主義と国の未来

これから向かうべき奈良県、そして日本の為に

1

ポスター掲示のお願い

佐藤と吉村知事の2連ポスターが完成しました。(A1サイズ)

掲示にご協力いただける方は事務所までご連絡ください。

初志貫徹
維新の挑戦

【奈良県議会議員】(生駒市選出) 伊志

佐藤
みつのり

日本維新の会 共同代表 伊志
【大阪府知事】

吉村
ひろみ

日本維新の会
街頭演説会

日時：令和5年9月3日(日)
時間：9:00-
会場：近鉄生駒駅

1:

感謝
お返し

ご清聴ありがとうございました。
引き続き「佐藤みつのり」へ、ご支援よろしくお願ひ申し上げます。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 佐藤光紀

年 月 日	令和4年12月30日				
表題と発行部数	令和4年秋号ちらし B4サイズ 50,000部 リーフレット A4サイズ 50,000部				
対象者	生駒市内				
配布方法	秋号ちらし、リーフレットそれぞれ 新聞折込 28,700部、ポスティング・駅立ち 21,300部				
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望等を広く募集する為				
按分率の説明	ちらしの掲載面積により 1/2 按分 政党等、政務活動以外の記事が 50%を占めるため				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告 ・ 県政活動 ・ 会員募集 その他 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	令和4年秋 号ちらし 印刷代	studio KITI 村田	181,260円	@3.06×50,000部 ≒158,160円 十文字加工代 23,100円 レイアウト代 5,000円	173
	リーフレッ ト	studio KITI 村田	280,900円	@5.62×50,000部 ≒280,900円	173
	上記 振込手数料		445円	445円	173
※ 50%充当 合計 462,605円×50%=231,302円					
備考	添付資料： 令和4年秋号ちらし リーフレット 請求書				

注 発行した広報紙を添付してください。

請求書

令和 4 年 11 月 〆 日

佐藤みつのり事務所 様

studio
 大阪府大阪市北区中津 2-8-10
 TEL.FAX 06-716-0042

下記のとおり御請求申し上げます。

品名	数量	単価	金額	摘要
広報誌 r4秋号印刷(コート68kg)	50,000		181,260	
A4リーフレット印刷	50,000		280,900	
合計金額			462,160	
消費税額	税込合計金額		462,160円	

振込先/○三井住友銀行 [] 口座名. 村田 耕一
 ○三菱東京UFJ銀行 [] 口座名. 村田 耕一

御見積書

No. _____

令和 4 年 11 月 9 日

佐藤みつのり事務所 様



大阪府大阪市北区中津2-8-C1101
 TEL/FAX 06-7161-0042
 携帯 [REDACTED]

担当: 村田

品名: ①秋号チラシ B4

コート90kgの場合

十字折あり 29,000
 " あり 21,000

品名	数量	単価	金額
B4両面カラー印刷 コート90kg 袋断裁	50,000		187,190
十字折加工	21,000		23,100
印刷データレイアウト修正			5,000
		総合計	215,290

合計金額 215,290円

コート68kgの場合

品名	数量	単価	金額
B4両面カラー印刷 コート90kg 袋断裁	50,000		153,160
十字折加工	21,000		23,100
印刷データレイアウト修正			5,000
		総合計	181,260

合計金額 181,260円

備考

切感！
維新の実行力！



政治を！として時代を变える！

郵便はがき

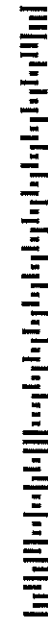
6300290

生駒市小明町556-3
佐藤みつり 事務所 行

ご紹介頂けます様、お願い申し上げます。
切手不要ですのでそのままご投函ください。

現金受取人私郵便
生駒郵便局 承認
2044

令和6年
10月31日まで
(切手不要)



佐藤みつり 事務所に入会いたします。

フリガナ	お仕事		
お名前	男	女	
ご住所 千() 一()	お電話番号 () ()		
続柄 () ()	続柄 () ()	続柄 () ()	続柄 () ()

介者

日本維新の会

奈良県議会議員

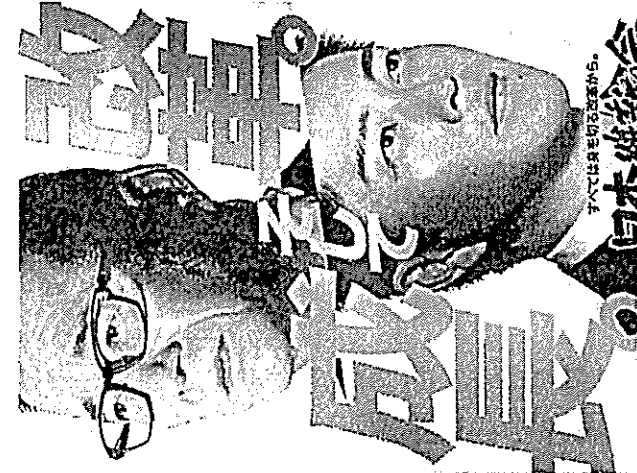
現職 2期目 48歳

佐藤みつり



維新の挑戦！

初志貫徹



日本維新の会



私の維新との関りは最初の大阪W選挙からでした。積み重ねてきた信頼関係、人こそが私の宝です。



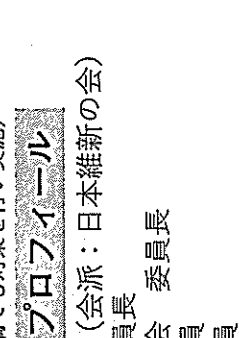
維新の統一活動



生駒駅での街頭活動



議会活動 (奈良TVにて生中継もされています)



県政報告会の様子 (コロナ禍でも対策を行い実施)

佐藤みつり プロフィール

- 奈良県議会議員 2期目 (党派：日本維新の会)
- 経済労働委員会 副委員長 委員長
- 観光振興対策特別委員会 委員
- 議会運営委員会 委員
- 議会改革推進会議 委員
- 殺処分ゼロをめざす県議会議員連盟 副会長

日本維新の会 奈良県総支部所属
 生年月日：昭和49年9月3日
 学歴：奈良県立登美ヶ丘高等学校 卒業
 九州共立大学工学部建築学科 卒業
 (N.Z.ユニテック工科大学特別短期留学特待生)

議会質疑

◆奈良県議会
Nara Prefecture Council

◆これまでに代表質問及び一般質問を計12回行いました。

★佐藤による質疑の特徴として、資料審査だけでなく、現地調査などを行い、徹底した現場主義を貫いてます。

過去の記録は 奈良県議会HP か 佐藤個人HP ご覧下さい。

近隣府県連携

関西圏域の維新府県議が定期的に意見交換する場を設け、地域連携を図っています。

大阪経済・社会
京都維新の会
日本維新の会
和歌山県総支部
兵庫維新の会

委員会

◆コロナ禍において、R1.~R3. 厚生委員会 (副委員長) R3.~R5. 経済労働委員会 (副委員長) 加えて、現在は奈良県の観光産業復興の為、観光振興対策特別委員会の委員長として任務中です。質問数は県議会TOPクラスです。

議会改革

◆県議会のICT化を推進、県議会DX推進派！

- R1.06からR3.06まで議会改革推進会議委員長として活動
- 議員報酬の削減 1割 (約2億9000万削減)
- 議員定数の削減 44 → 43
- 政務活動費収支の報告適正化
- 期末報酬の一部供託を実施中

政治家になって気づいた事 (佐藤の本音)

政治を本気でやっている政治家が少ないと感じる。

行政職は行政のプロで、ビジネスのプロではない。

決められない政治が常態化、蔓延もしている。

何かあると即終了、無難な政治家が大増殖中。

やっている人は確かにいる。だから私は諦めない。

大阪・関西万博

我が国の興廢、この一策にあり！

『EXPO 2025』

大阪・関西万博を必ず成功させる！

EXPO 2025

関西全体で盛り上げていく為にも、奈良県の立ち位置は重要です！！

関西広域連合

奈良県だけが部分参画...その実、広域医療分野すら入っていない。

目指すは『道州制』

考えよう新しい時代をどう迎えるかを！

政治家になる時に言われた言葉があります。

【無難に生きるな、有難に生きる】

「有難」に「い」を付ければ『有難い』、「う」を付ければ『有難う』と、そう言うって頂ける様に、今後も務めて参ることを規範としております。

正直者が馬鹿を景ない世の中を創りたいのです。



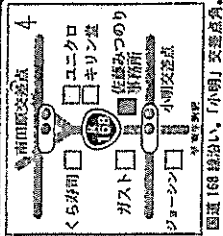
佐藤みつのりチャンネル
さとみちゃん！

視聴・チャンネル登録をお願いします！

月～土(水除く)事務所を開けております。皆様のお声・思いをお受けする場になれば幸いです。

発行責任者 佐藤みつのり

〒630-0201 奈良県生駒市小町町5-6-3
TEL: 0743-25-4675 / Fax: 0743-25-2489
URL: www.mitsunori-sato.com
E-mail: mitsunori_sato1974@yahoo.co.jp



生駒市に在住まいのび友人 知人をご紹介ください。

切り取ってご投函いただくか(切手不要)、下記FAXをご利用ください。
FAX: 0743-25-2489 佐藤みつのり事務所宛
ご本人様(後援会に入会申し込みをいただいた方はお名前のみで結構です。)

フリガナ: _____ TEL: _____

お名前: _____ 男・女

ご住所: 〒() () TEL: _____

生駒市

フリガナ: _____ あなたのご関係

お名前: _____ 男・女

ご住所: 〒() () TEL: _____

生駒市

フリガナ: _____ あなたのご関係

お名前: _____ 男・女

ご住所: 〒() () TEL: _____

生駒市

フリガナ: _____ あなたのご関係

お名前: _____ 男・女

ご住所: 〒() () TEL: _____

生駒市

奈良県議会議員

[生駒市選出]

佐藤みつのり

—私は政治をあきらめておりません—

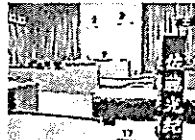
課題・問題を認識しながら、出来る理由を考えず、出来ない理由ばかり考える今の時代に一石を投じる！

国力衰退の原因は、地方の衰退にあります。今こそ、地方の政治家が問題を解決すべく全力で取り組む必要性を痛感しております。

私としても二期目に入り、その一任期は四年間。最初の二年は厚生（医療・福祉）委員会・副委員長、残りの二年を経済労働委員会・副委員長として、更には観光振興対策特別委員会の委員長として、その任に当たらせて頂いております。

私は政治をあきらめておりません。

奈良県議会 佐藤みつのり



【第21回県政報告会を開催】

令和4年8月7日(日)
コロナ禍の中、やれる限りの対策を徹底した上で開催させて頂きました。予想を超える多くの方にご参加いただき、情報発信が大切である事を痛感致しました。今後も励んで参ります。



視聴チャンネル登録をお願いします！

【奈良県議会議員】(二期目)

- ・経済労働委員会 副委員長
- ・観光振興対策特別委員会 委員長
- ・議会運営委員会 委員
- ・議会改革推進会議 委員
- ・意見書調整会議 委員
- ・殺処分ゼロをめざす 県議会議員連盟 副会長
- ・奈良県自然環境保全審議会
- ・奈良県都市計画審議会
- ・日本維新の会 奈良県総支部所属

議会報告 令和4年2月議会 代表質問

- 文化財のデジタルアーカイブ化について
- ふるさと納税について
- インボイス制度の導入への対応について
- 犬猫へのマイクロチップ装着義務化について
- 公職選挙法について

日本の1日

日本で一日に起こる出来事の数を見てみました。(厚生労働省 平成22年～平成23年)

亡くなるのは?	3,535
お亡くなりになるのは?	1,014
お産するのは?	537
お誕生するのは?	307
お結婚するのは?	105
お離婚するのは?	3
お入籍するのは?	252
お入籍するのは?	66

入院しているのは?	1,318,800
通院しているのは?	7,238,400
おがん等では?...	144,900
おがん等では?...	231,600

2月定例会 動画はこちら

※がん患者の窮状を議場で説く！ 参照：左上パネル

※県の遅れているDX（デジタルトランスフォーメーション）を指摘

※インボイス制度にご注意！実施は令和5年10月～

※ふるさと納税の活用・返礼品の見直しなどを要望、企業版ふるさと納税制度をもっと活用すべき！

※先立って奈良県議会において公職選挙法改正について意見書（維新会派提案）が決議され国に提出された。これに伴い、県選挙管理委員会に対して質問する。

議会報告 令和4年9月議会 代表質問

- 第五管区海上保安本部との包括連携協定について
- パーク＆ライドなどを活用した観光振興について
- 平城宮跡南側地区の公園整備について
- 奈良県の歩道整備について
- 奈良県の農業産出額について
- 公営ポスター掲示場について

9月定例会 動画はこちら

【海上保安庁との連携】 質問先:奈良県知事

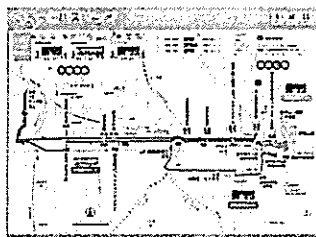
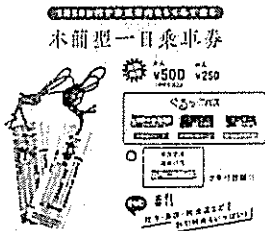
奈良県は内陸県において海難事故率がTOP!その中、R4年6月20日に県と包括連携協定を締結。更なる提案を行いました。直近の課題としては、118番通報番号の周知にある。

⇒現在、第五管区海上保安本部と連携対応中！

⇒奈良県教育委員会とも対応協議中！

裏面に続く

【パーク&ライド】質問先:奈良県知事
 県の交通戦略について、パーク&ライド(ぐるっとバス)を活用できる様に乗車券の販売方法・バスの運行時間の見直し、修学旅行生への木簡切符の販売、県のバスターミナルの不備点など、委員会での質問や実施調査を行った上、これをまとめ知事と討論。
 ⇒指摘点を踏まえ、改善を行うとの答弁がなされた。



【奈良県の農業R4】質問先:食と農の振興部長
 奈良の農業産出額は395億円で全国45位と極めて低く、その総産出額は0.44%と少ない状態である。基幹的農業従事者の85%が60歳代以上と危機的な状態である事から、個の生産体制から組織的な生産体制への転換が求められると提言。⇒概ね合意

【奈良県の歩道整備】質問先:県土マネジメント部長
 県が管理する道路歩道に舗装と視覚障害者誘導用ブロックの仕様がまちまちである事を指摘。(念密な調査を実施、その調査結果を問題提議)
 ⇒概ね合意、適切な材料選択を図るとした。

【公営ポスター掲示場】質問先:県選挙管理委員会委員長
 各市町村における選挙ポスター掲示場の場所を示した資料に統一性がなく、整合性すら欠けている点を指摘。⇒概ね合意、県下市町村にも情報を提供し適切に対応するとの答弁が述べられた。

所属委員会では以下の内容で質疑を行っています。

観光振興対策特別委員会 R4~

- 中町「道の駅」について(県初の防災道の駅として)
- 奈良公園のバスターミナル利用状況について
- 平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討状況について
- 鹿害対策について
- 奈良まほろば館の運営について
- まほろばチャレンジリーグの売れ筋商品について
- 観光の交通戦略について
- パーク&ライドについて
- 平城宮跡歴史公園南側駐車場について

経済労働委員会 R4~

- 中央卸売市場におけるアスベスト調査について
- 緊急時における木質バイオマス発電の利用について
- 高齢者向けポータルサイトについて
- インボイス制度について
- 簡易水道事業について
- 農業産出額について
- 遊休農地の市民農園への活用について
- エネルギーの地産地消について
- 平群町ソーラー開発について(開発条例について)

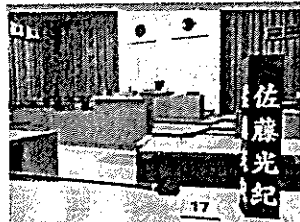
一速報一

代表選挙の結果、馬場信幸 新代表が誕生！！
 共同代表には吉村洋文 大阪府知事が任命され『日本維新の会』新体制がスタートしました。

日本維新の会
 継承。そして新たな飛躍へ。
 日本維新の会 新代表決定！
馬場伸幸



佐藤みつりのり事務所 会員募集！ Join US
 活動をサポートして頂ける仲間を募集中です。一緒に奈良の改革を進めて参りましょう！
 入会希望の方は、事務所までお気軽に問合せください。政治を身近に感じてみませんか。

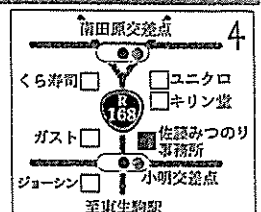


事務所及びホームページにて、皆様のご意見・ご要望を随時受け付けています！

佐藤みつりのり事務所
 〒630-0201 生駒市小明町556-3
 TEL: 0743-25-4675 FAX: 0743-25-2489
 URL: <https://mitsunori-sato.com>



3つの利
 ・未来への政策提言と政策実現
 ・福祉・医療・教育への充実施策
 ・身を切る改革での行財政改革



第11号様式の9 (第5条関係)

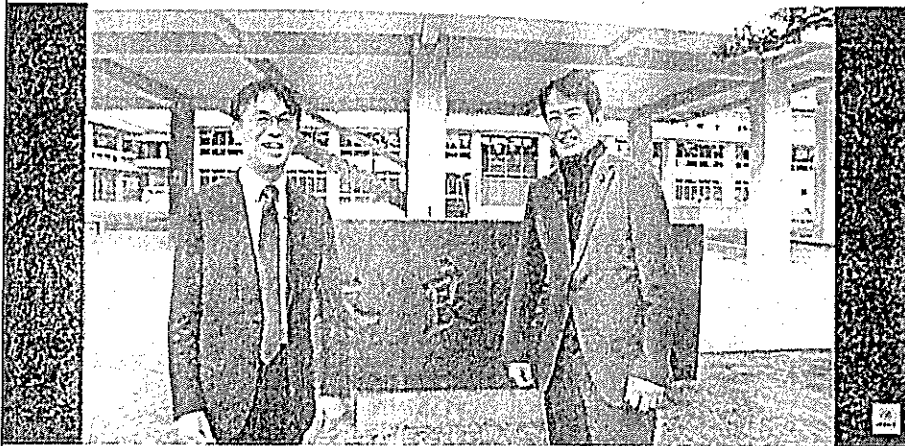
政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
			会派・議員名	佐藤光紀
年月日	令和5年3月6日 他			
場所	芸術会館 美楽来			
会議名	第23回県政報告会			
相手方(人数)	54名			
開催目的	県政活動の報告及び意見交換会			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	①12月議会報告 ・大阪・関西万博について ・2050年ゼロカーボンシティを目指すための取組みについて ②政治家になって気づいた事 ・無難に生きるな、有難に生きる ・日ごろからの政治活動 他 その他、政治活動、参加者からの一言メッセージ 【効果】 県議会、県政活動に反映			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	お茶代	2,826 円	ペットボトルお茶 2ケース+6本	210
	会場費	6,720 円	芸術会館美楽来 セミナー室 1.2.3.4	217
		合計 9,546 円 (1/3 按分 = 円) 3,178 円		
備考	添付資料： 県政報告会資料			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

維新 de GO !

奈良県庁(維新控室)にて

第23回佐藤みつのり
県政報告会



次第

1. 佐藤 挨拶
2. 来賓 紹介
3. 後援会長 挨拶
4. 県政報告
5. 新企画

第23回 佐藤みつのり 県政報告会

初志貫徹

新しい奈良へ



次第

1. 佐藤 挨拶
2. 来賓紹介
3. 後援会長 挨拶
4. 県政報告
5. 新企画

令和5年3月19日(日) 13:30~15:30 会場:生駒市芸術会館 美楽来
セミナー室1にて展示開催

来賓紹介

- ・奈良県知事・県議会議員選挙
投票日 4/9 (日)
- ・生駒市長・市議会議員選挙
投票日 4/23(日)

選挙スケジュール

本日		19	20	21	22	23	24	25
3月		県政報告会		春分の日		知事選 告示日		
		26	27	28	29	30	31	4/1
4月							市議会 告示日	
		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		知事・市長 投票日						
		16	17	18	19	20	21	22
		市議会 告示日						
	23/30	24	25	26	27	28	29	
	市長・市議 投票日							

知事選(17日間) 市長選(7日間)
 県議会(9日間) 市議会(7日間)

選挙事務所 ● ←

生駒市俵口町229-1 連絡先:080-3857-3100

選挙事務所
 小明町議員事務所
 阪奈中央病院
 コーナン
 168号
 至大阪
 生駒IC
 阪奈道路
 生駒警察署
 美楽栄
 辻町IC
 至奈良
 生駒駅
 近鉄線
 生駒市役所
 東生駒駅
 事務所
 駐車場
 雑新 シールの場所に
 駐車お願い致します

日本維新の会 奈良県政対策委員長に就任



奈良県初
民間出身リーダーを！

奈良県政に
対話と共感

山下 まこと(真) 【元生駒市長】
【 弁護士 】

1968年6月生まれ 54歳
1992年東京大学文学部 卒業
1998年京都大学法学部 卒業

2006年 生駒市長初当選 37歳(当時全国最年少市長)
3期9年を務め 行財政改革 子育て支援に取り組む
趣味：マラソン

日本維新の会 生駒市政対策委員長に就任



海豪 うるる 【地方創生クリエイター】
(かいごう)

- ・生駒市山崎新町出身
- ・青山学院大学経営学部卒
- ・奈良県初光産業活性化推進会議 委員



統一選 生駒市選挙区
選挙対策本部



奈良市議会議員

大西 あつふみ

(淳文)



奈良市議会議員

やなぎだ 昌孝

(柳田)



奈良市議会議員

佐野 かずのり

(和則)



維新の挑戦！
生駒市



生駒市政対策委員

あしたに 真治

(芦谷)



生駒市議会議員

梶井 のりこ

(憲子)



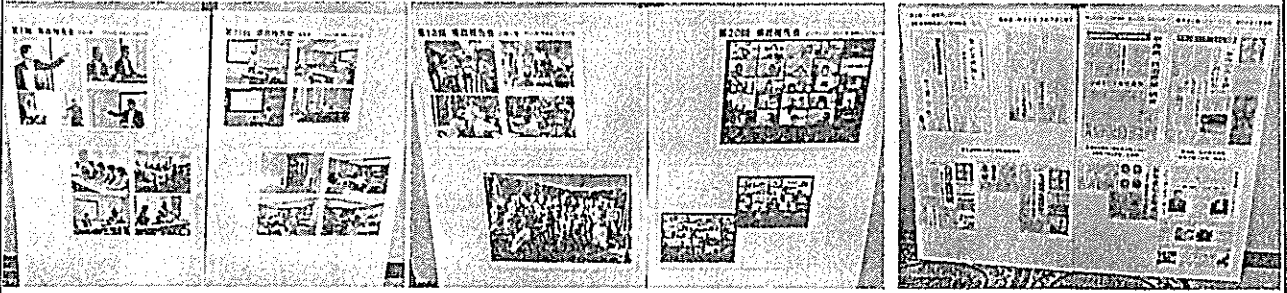
生駒市政対策委員

辰巳 りょうこ

(綾子)

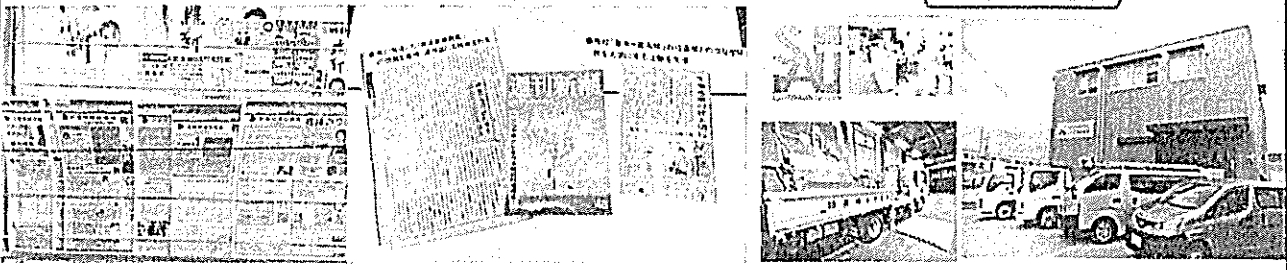
県政報告会の記録

活動記録



広報誌・報道

会社



県政報告

代表質問

委員会質疑



奈良市県議会議員(北葛城郡)
清水 勉 (つとむ)

●大阪・関西万博について

- ・奈良に泊まって万博に行く仕掛けづくりは
- ・県内の子どもたちが万博を訪れる機会の創出にむけて

●2050年ゼロカーボンシティを
目指すための取組について

- ・各市町村の取組みはどうか
- ・脱炭素社会の構築に向けたEVの普及は

知事
答弁



●大阪・関西万博について●

- ・万博会場で泊まる場所を決める人はいない 事前に決めてから来る
- ・誘客投資は別で考える
- ・費用対効果を考えて 効果の得られないところへはお金を出さない
- ・関西全体のスペースで出展する 独自パビリオンにすると効果が無い
- ・プロモーションは別でしていい (奈良に泊まるコスパ)
- ・子どもたちに校外学習・修学旅行できてもらおう

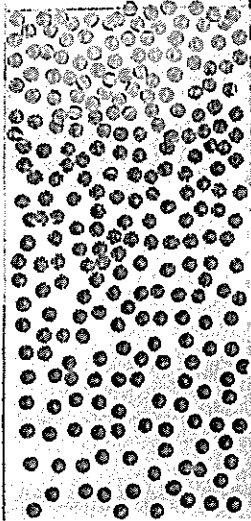
●2050年ゼロカーボンシティを目指すための取組について●

- ・大和平野中央田園都市構想 再生可能エネルギー
- ・地元へ供給するシステムづくり
- ・EV充電スポットの整備
- ・経路充電 目的地充電 両方の整備をすすめる

ご存知ですか。

『関西万博』パビリオンに
奈良県だけが個別出展しない事を。

出展した方がよい (青)



出展しなくてよい (赤)



緊急号外!

ご存知ですか。

関西万博に奈良県だけが、
パビリオンに個別出展しない事を。

1月より街頭で関西万博への
個別パビリオン出展の是非について
アンケートを実施しました。

254 ● 出展した方がよい

18 ● 出展しなくてよい

17 ● わからない・どちらでも

90%以上の方が『参加すべき』と回答

反対討論

議案第1号 令和5年度奈良県一般会計予算

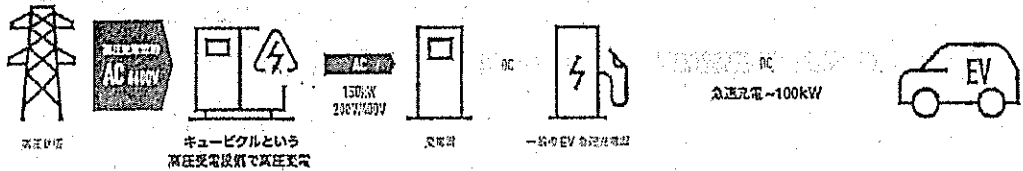
① リニア中央新幹線の奈良駅設置場所が未確定であるにも拘らず、多額の関連予算が計上されていること。

② 大阪・関西万国博覧会において関西広域連合パビリオンに奈良県だけ個別ブース設置の予算が計上されていないこと。

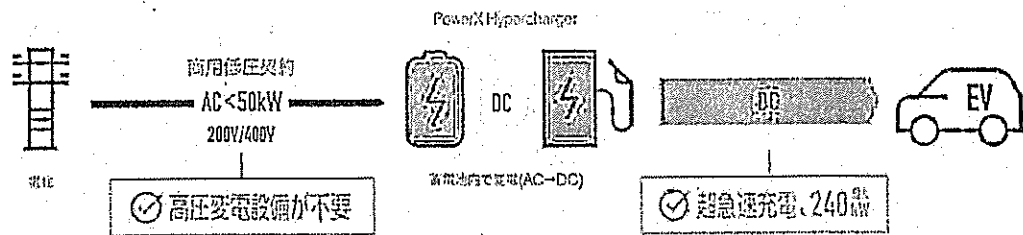
これらにより 反対をする。

PowerX Hypercharger 機能図解

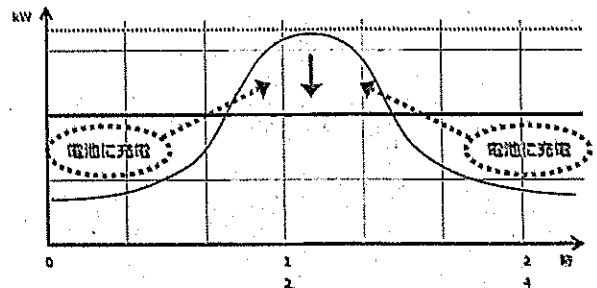
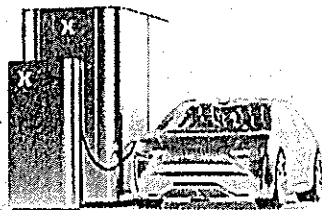
蓄電池を使わない
急速充電の設備



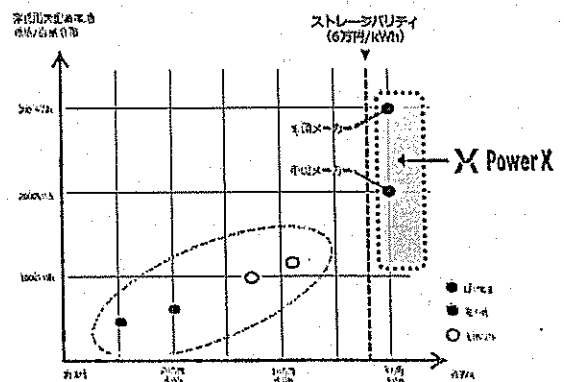
Power X
Hypercharger



0kw or 240kw



- ① ピークシフト&ピークカット
- ② BCP対策：非常時の電源活用
- ③ 再生可能エネルギーの導入促進
- ④ EV超急速充電の普及啓発
- ⑤ 経済安全保障推進法への対応



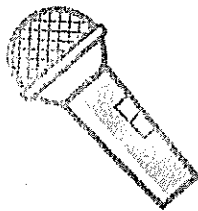
政治家になって気づいた事。



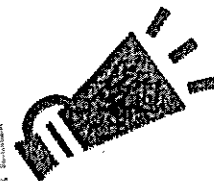
I. 【無難に生きるな、有難に生きろ】

II. 【日ごろからの政治活動】

III. 【維新の議員より、維新な議員】



新企画



これから皆さまにマイクを回していきます

一言メッセージをどうぞ(どんなことでも構いません)

皆さまの思いを受け佐藤はこれから挑んでまいります

感謝

ご清聴、誠にありがとうございました。

日本維新の会 3月19日

日本維新の会 共同代表 【日曜日】

よしむら 吉村洋文 来たる



11時~ 吉野木材協同組合

14時~ JR法隆寺駅南口

15時~ 近鉄郡山駅アスモ前

16時~ 近鉄奈良駅行基前

17時30分~ 生駒市北コミュニティーセンターISTAはばたき

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 生駒市小明町 556-3 コーポもりおか 102号・202号 電話 0743-25-4675 延べ床面積 39.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森岡健) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 9 時間 (a) うち政務活動使用時間 4.5 時間 (b) (b) / (a) = 4.5 / 9 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

店 兼 用

名称: コーポみちのりおか 102号店舗

借主: 佐藤 光 記 限

契約日: 平成 27年 2月 1日

賃貸借契約書

貸主 森岡健 (以下、甲という) と

借主 佐藤光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記のとおり契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途： 政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 64,800 円也 (内、4,800 円・消費税 8%) とし、毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

乙は本契約の保証金として、金 600,000 円 也を甲へ預託する。但し、乙は保証金をもって賃料その他等甲に対する支払いに充当することは出来ない。尚、保証金には利息をつけず、又担保、質入することは出来ない。

【第4条】

本契約期間を、平成 27 年 2 月 1 日より平成 29 年 1 月 31 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理所の他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であっても建物管理に関して清掃、設備係等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あったときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもって行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ①この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発生する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ②甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤風紀及び衛生上建物内及び近隣の苦情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無論、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ①乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時。延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ②乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤その他この契約に違背する行為があったとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ①震災、火災、風水害、盗難、その他天災地変並びに不可抗力等により生じた損害。
- ②甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合は、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等はするも乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合は、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

火災の場合、甲は至急建物修復に努力するも、乙は、類焼を理由に賃料・共益費・付加使用料等の減額、又は免除を申し出ることとは出来ない。尚、乙が、類焼を理由に明け渡しを希望し、保証金の返還を求めた時は、10ヶ月以内の猶予期間をおき、第22条の規定により返金する

【第21条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用についてはは双方協議の上決定する。

【第22条】

乙が本物件を甲に返還する場合は造作、設備、什器備品、看板等の処分に關し甲の指示通りに行つたときに限り、甲は保証金600,000円より、300,000円を引き（未収金、未清算金がある場合はこの金額を差し引き）300,000円を明渡日より3ヶ月以内に返還するものとする。

【第23条】

乙の甲に対する交渉は当時音問において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもってはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第24条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸堂等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第25条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第26条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくはは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した末尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第27条】

甲の従業員が行つた乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第28条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤ 本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。


⑥ 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦ 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨ 本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第29条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産したとき借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第30条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第31条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第32条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

① 本物件は、契約締結時の現状有姿（スケルトン）にて賃貸借するものとする。

② 1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。

③ 乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

④ 犬、猫等の動物類は飼わないこと。

⑤ 法令の施行により消費税に増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

⑥ 本物件は平成27年2月から4月迄の期間だけ賃貸借するものとするが、乙が継続して賃借することを申し出た場合、甲はそれに応じるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印の上1通を保有する。

賃貸条件

平成 年 月 日

【物件の表示】

賃料	月額 64,800円 (内 4,800円 8%税)	保証金	600,000円
共益費	賃料を含む	解約引	300,000円
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 64,800円也 (内 4,800円 8%税)		

*所在地: 奈良県生駒市小明日556-3
 *建物名称: コーポもりおか 102号店舗
 *建物構造: 鉄骨A.L.C造 3階建の1階部分
 *専有面積: 19㎡ (約5.5坪)

【貸主】 住 所 奈良県生駒市小明日560-3

氏 名 森岡 健

TEL [Redacted]

【借主】 住 所 [Redacted]

氏 名 佐藤 光紀

TEL [Redacted]

【連帯保証人】 住 所 [Redacted]

氏 名 [Redacted]

【仲介人】

【取引主任者】

鍵NO [Redacted] 合計 1本
 受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。
 賃借人 佐藤 光紀

御振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	[Redacted]
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

建物賃貸借契約書

店専務所用

名称: コーポもりおか 202号

借主: 佐藤 光 紀 殿

契約日: 令和元年 5月 1日

貸借契約書

貸主 森岡 健 (以下、甲という) と
借主 佐藤 光紀 (以下、乙という) は、甲所有の後記物件 (以下、
本賃貸物件という) を乙が賃借し使用するにあたって下記の通り契約を締結した。

【第1条】

(1) 乙は本賃貸物件を次の営業の用途以外に使用してはならない。

用途：政務活動の事務所として

(2) 乙が前項の使用目的の変更を希望し、甲がこれを適当と認めた場合は、この契約を破棄し、改めて新規契約を締結するものとする。

【第2条】

賃料は、月額金 32,400 円也 (内、2,400 円・消費税 8%) とし、
毎月末日迄に翌月分を現金にて、甲の指定する場所に持参若しくは銀行口座に送金して支払うものとする。尚、解約時の最終月賃料はその月末迄とし、日割計算、返却はしないものとする。

【第3条】

本物件は、平成 27 年 2 月 1 日付にて、建物賃貸借契約を締結して今日に至るが、この度、借主の使用目的に変更が発生した為、貸主の承諾のもと新たに契約締結するものとする。尚、内装設備等は何ら触らず現状のままに使用する為、新たな礼金、敷金等は発生しないものとする。

【第4条】

本契約期間を、令和元年 5 月 1 日より令和 3 年 4 月 30 日迄の 2 年間とする。但し、期間満了し双方異議がない場合は本契約を更新することが出来る。それ以降も同様とする。

【第5条】

甲乙は、前項に賃料を定めたも、本契約締結日以後、地価の変動、土地、建物に対する公租公課、公共その他諸料金の増減、経済情勢、物価指数の変動、修理その他負担の増加があった場合は、甲乙協議の上、賃料並びにこれらに伴う共益費等を改定することができる。

【第6条】

第4条の期間中であつても建物管理に関して清掃、設備等の人件費・消耗品・諸雑費等の支出増または上下水道、電気、ガス、諸設備保守料金の値上げ等あつたときには、共益費及び附加使用料の増額に関する甲の請求に、乙はこれに応じなければならない。

【第7条】

前記契約期間中、甲又は乙が解約を希望する場合は、甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前にそれぞれ文書により相手方に予告しなければならない。但し、乙は3ヶ月前分の賃料相当額を甲に支払い、即時この契約を終了させることが出来る。この意思表示は本契約書末尾添付の書面をもつて行うものとする。

【第8条】

乙が商号、屋号を変更する場合は、文書により甲に申し出るものとする。

【第9条】

甲の承諾を要する事項は全て文書によるものとする。

【第10条】

乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- ① この建物内に汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火の恐れのある物その他他人に迷惑や建造物に危険を及ぼす物の持ち込み、製作、保存等。
- ② 甲の許可なく建物の外部、玄関、廊下、窓ガラス等に看板・掲示物等による広告宣伝（ストライキに関する広告、赤旗掲示等を含む）の掲示。
- ③ 本賃貸物件の全部又は一部を転貸もしくは、居住用に変更又は名義の如何にかかわらず他人に使用させること。
- ④ 本賃貸物件の契約以外の目的の使用。
- ⑤ 風紀及び衛生上建物内及び近隣の善情の要因となる行為。

【第11条】

乙及び乙の使用人は乙の営業にかかわる業務の他、当建物内で宿泊、仮眠、遊戯等は無断、何等理由なく不必要に当建物内に入出入りすることは出来ない。但し、事前に甲の承諾を得た場合この限りではない。

【第12条】

この建物の保全、衛生、防犯、防火、防火、救護、その他急を要するとき、甲又はその使用人（請負人・臨時雇用者を含む、以下同じ）は随時賃貸物件内に立ち入り、又はその内外を点検することが出来る。前項の場合、乙は甲の措置に協力するものとする。

【第13条】

下記の各項の一つに該当するときは、甲はこの契約を催告なく解除することが出来る。

- ① 乙が家賃その他の支払いを1ヶ月以上延滞した時、延滞金については日歩4銭9厘の延滞損害金を計算する。
- ② 乙が本契約第10条各項の一つに該当する行為をしたとき。
- ③ 乙が解散、支払停止、和議更正手続きの開始をなした時、成年被後見人、被保佐人の宣告、破産の宣告、強制執行、差し押え、仮処分又は営業停止等の行政処分を受けた場合、死亡した時、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ④ 無断にて造作、模様替えをしたとき。
- ⑤ その他この契約に違背する行為があつたとき。

【第14条】

次に掲げる損害に対して甲はその責を任じない。

- ① 震災、火災、風水害、盗難、その他天災地災並びに不可抗力等により生じた損害。
- ② 甲の建物もしくはその付属設備又は他の賃借人に関連して発生した一切の事故による損害。
- ③ 理由の如何を問わず建物内の他の賃借人の造作及び電気、ガス、給排水等諸設備並びに営業等に起因した漏水、ガス漏れ、騒音、臭気、その他、或いは他人により乙が被った一切の損害及び、それに付随する弁償問題。
- ④ 甲が設置した設備物件の操作、もしくは使用中に生じた損害並びにその使用停止による損害。

【第15条】

乙が本賃貸物件内の造作、模様替え、電気、ガス、水道、空調等諸設備、その他（看板等を含む）の工事をする場合、文書による甲の承諾を得、その工事については、甲が発行する工事許可願書の記載事項を厳守の上、工事人に施工させるものとする。

【第16条】

乙が本賃貸物件内に行った造作、設備に課せられる固定資産税は乙の負担とする。

【第17条】

建物諸設備につき点検、修理、部品の取り替え、改造による運転の中止等は、乙は賃借料、共益費その他の値引き又は支払い中止等は出来ない。

【第18条】

乙又はその関係者が本賃貸物件及びその付属物件並びにこの建物の共用部分その他を破損した時、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。尚、乙が甲の建物経営に関し信用、名誉を傷つけた場合も同じとする。

【第19条】

乙又は、乙の使用人が火災を生じさせた場合、又は本賃貸物件内より火災発生の場合、甲は即時に本賃貸借契約を解除し、乙は直ちに本賃貸物件を明け渡さなければならない。この場合、甲が被った損害を乙に対し別途賠償請求することが出来る。

【第20条】

乙は本賃貸物件を新規賃借人に譲渡することは出来ない。但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではなく、この場合、名義書換料その他諸費用については双方協議の上決定する。

【第21条】

乙の甲に対する交渉は当時者間において行い、いかなる場合においても団体交渉もしくはこれに類する方法又は交渉の代理人を選任する等をもつてはこれを行うことは出来ない。但し、法定代理人は除く。

【第22条】

甲が建物管理を甲の使用人以外の第三者に委任したときは、乙は賃貸室等の使用並びに賃料・共益費・附加使用料等の支払い及び建物管理につきその管理人の指示に従うものとする。尚、建物管理人の選任は甲が文書により乙に通知する。

【第23条】

本契約書各条項のひとつにも乙が違背した場合は、本契約を解除し直ちに本賃貸物件を甲に返還するものとする。又、乙は、これにより生ずる甲の損害を賠償するものとする。

【第24条】

この契約が終了又は第13条による解除（この場合第7条但し書きによる契約終了とみなす）の場合、乙は、本賃貸物件を乙の負担において原状に復し明け渡さなければならない。その場合、乙はその事由もしくは名目の如何にかかわらず甲に対し、造作その他一切の買取請求及び移転料、立退料等の請求は出来ない。尚、電気・ガス・水道料金の最終領収書を甲に提示し、預託した未尾記載の鍵、本契約書を返却する。

【第25条】

甲の従業員が行った乙とのいかなる話し合い、取り決め事項も、甲が本契約書に使用した印鑑を捺印した文書でないものは無効とする。

【第26条】

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

⑤本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供しないこと。

⑥本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

⑦本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせないこと。

⑧本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせないこと。

⑨本契約締結後でも、乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団をいう）及びその構成員と判明したときは、本契約を無効とし、白紙解約とする。

【第27条】

借主の連帯保証人  は、本契約の各条項を承

認のうえ、この契約から生じる一切の借主の債務につき、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとする。連帯保証人が死亡又は、破産、住所変更、電話先の変更等したときは、借主は即刻貸主に通知しなければならない。

【第28条】

この契約に定めのない事項については本契約書条項の趣旨、諸法令慣習に従って、甲乙協議の上措置するものとする。

【第29条】

この契約に起因する紛争に関し、訴訟の提起等裁判上の手続きをしようとするときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所をもって管轄裁判所とするものとする。

【第30条】

本契約書各条項について、甲乙はそれぞれ誠実に履行するものとする。

【特約条項】

①本物件は、契約締結時の現状有姿にて賃貸借するものとする。

②1ヶ月以上無人となる場合必ず甲に連絡すること。

③乙は、近隣の迷惑となる行為を行ってはならない。

④犬、猫等の動物類は飼わないこと。

⑤法令の施行により消費税が増減があった場合、これに準じて賃料を支払うものとする。

令和元年5月1日

【物件の表示】

*所在地： 奈良県生駒市小町556-3
 *建物名称： コーポもりおか 202号
 *建物構造： 鉄骨ALC造 3階建の2階部分
 *専有面積： 20.25㎡

奈良県生駒市小町5603

森岡 健

【貸主】住所 氏名

TEL

【借主】住所 氏名

TEL

【連帯保証人】住所 氏名

TEL

【立会人】

【宅建取引士】

賃貸条件

賃料	月額 32,400円 (内 2,400円8%税)	礼金	なし
共益費	賃料に含む	敷金	なし
その他	電気・ガス・水道・通信等は実費		
合計	月額 32,400円也 (内 4,800円8%税)		

鍵NO

合計 2本

受け取りました、万一紛失した場合解約時実費にて精算いたします。

佐藤 光紀

賃借人

振込先 振込手数料は借主負担

銀行名	南都銀行
口座番号	
口座名義	森岡 健 (モリオカ タケシ)

【ご入店に関するご案内】

ご入店に際しまして、下記の要項をご案内申し上げます。

- ◆電 気
ご使用を開始されるときにブレーカーを上げて下さい。
関西電力にお客様番号と使用開始の旨をお知らせ下さい。
※連絡先 関西電力奈良営業所
TEL 0800(777)8052
- ◆上下水道
貸主にて毎月の検針請求になります。
家賃の口座へ振り込みをお願いします。
※連絡先 貸主 森 岡
TEL 0743-73-2288
- ◆ガ ス
本物件のガスは（都市ガス）です。
お客様立会のもとに、業者が開栓を致します。
ご希望の日時を前もって御連絡下さい。
※連絡先 大阪ガス阪奈ガスセンター
TEL 0743(74)2000
- ◆ゴ ミ
※事業者のゴミは生駒市では収集されませんので、
民間のゴミ収集処理業者へご相談下さい。
尚、事業者の方は、生駒市指定の袋でないとは、収集され
ません。
参考 生駒市衛生社 TEL 0743-79-9031
株式会社 NANBU TEL 0743-75-5383

NO.5

ニシダチ第1モータープール No.2 → No.5

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(〒107-8331 東京都港区新橋 1-7-1)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光 紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という)の賃貸借に関する契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール

* 所 在 地：生駒市小町546番地5

* 駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月15日から2018年10月14日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。

- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならぬ。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならぬ。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

*本契約区画は2017年11月1日付にてNo. 2からNo. 5に区画変更するものとする。

2017年10月14日

【賃借人】

(甲)住所： 生駒市小明町794番地

氏名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所： 生駒市谷田町876番地

氏名： イコマ・ビルサービス株式会社

代表取締役 仲埜 幸治

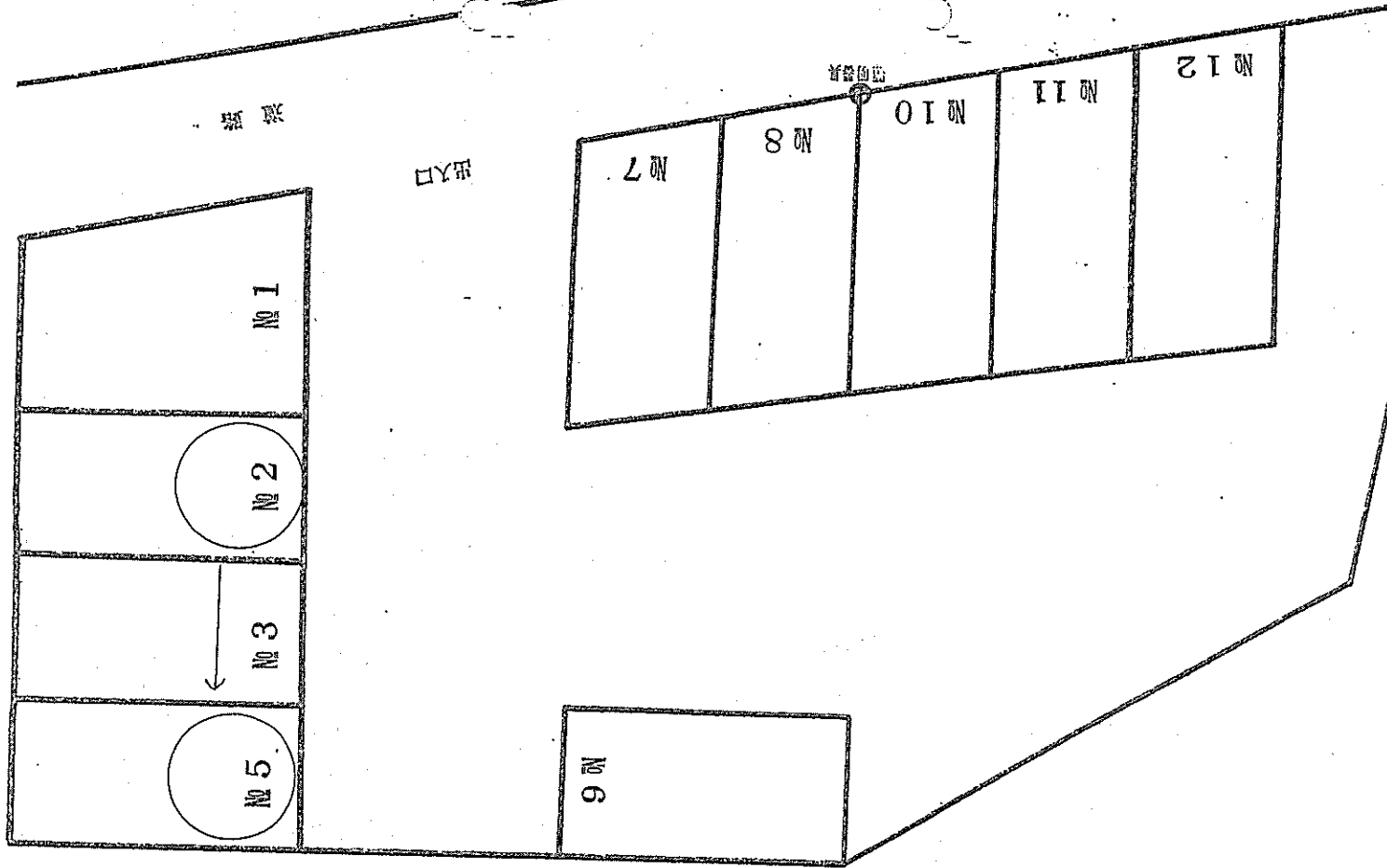
TEL： (0743) 75-2885(代)

【賃借人】

(乙)住所： [Redacted]

氏名： 佐藤 光紀

TEL： 0743-25-4675



ニシグチ第一ターミナル



No. 6

ニシグチ第1モータープール No. 6

駐車場貸借契約書

【御振込先】

銀行名：南都銀行

口座番号：[REDACTED]

口座名義：駐車場専用 イコムビルサービス株式会社
(〒557-0830 大阪府東淀川区南船場4-1-1)

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と

佐藤 光 紀 (以下乙という) との間、下記駐車場施設
(以下駐車場という)の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を
保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙は
これを賃借する。

* 名 称：ニシグチ第1モータープール

* 所 在 地：生駒市小町546番地5

* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所(区画)に変更することが
出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用
してはならない。

* 車両番号： 無 指 定

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ
甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年11月 1日から2018年10月31日迄の
1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約
を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合は振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前納賃料は返却しない。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1カ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告月数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙が、本契約条項及び反社会的勢力排除条例に違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書として使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 貸借契約の締結、更新、解約事項

2017年10月14日

【貸借人】

(甲)住所：生駒市小明町794番地

氏名：株式会社 ニシグチ

代表取締役 西口 豊

【上記代理人兼管理者】

住所：生駒市谷田町876番地

氏名：イコマ・ビルサービズ株式会社

代表取締役 仲埜 幸治

TEL：(0743)75-2885(代)

【賃借人】

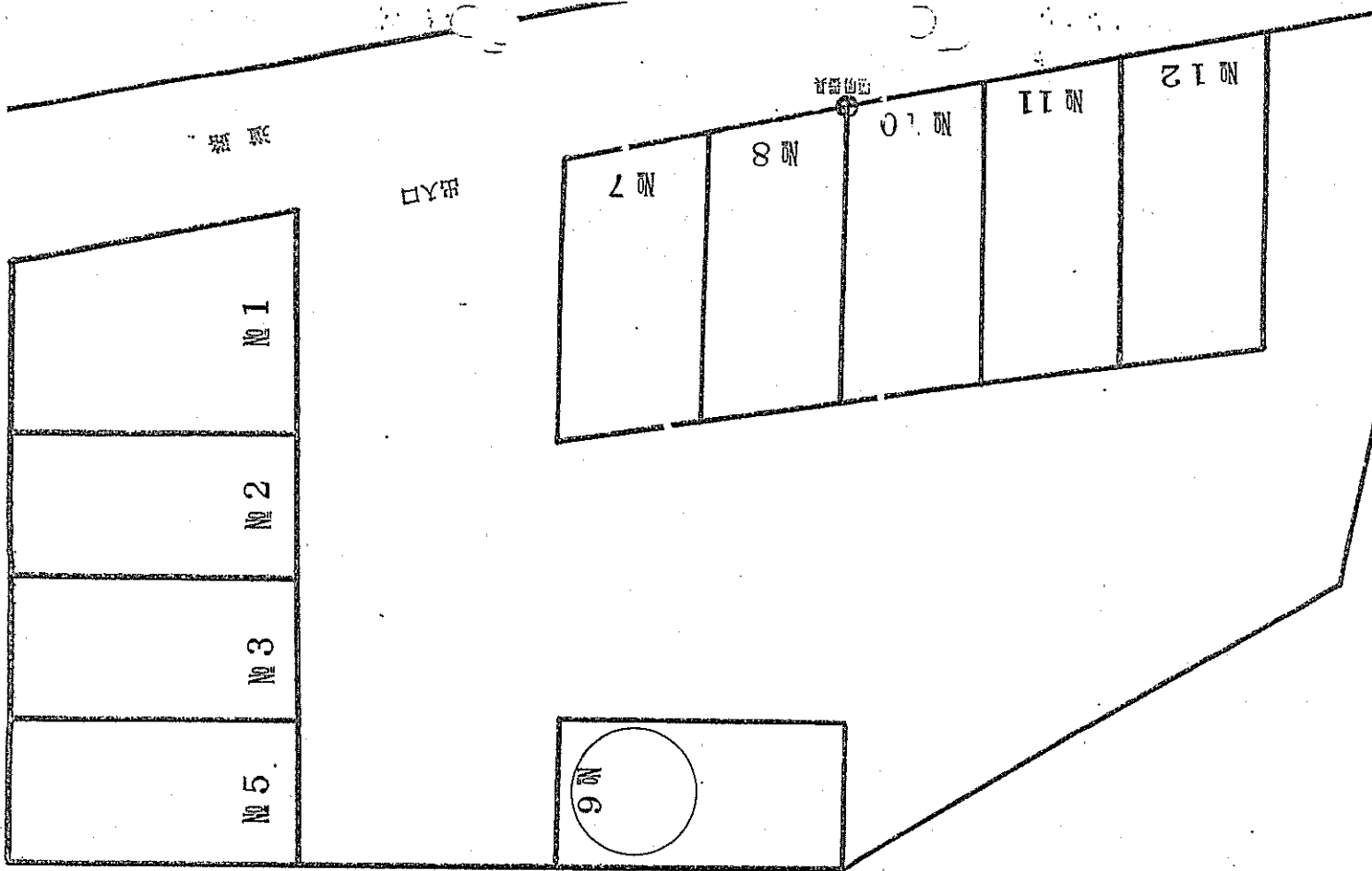
(乙)住所：

氏名：

佐藤 光紀

TEL：0743-25-4675

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



イコマ第1駐車場

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設(以下駐車場という)の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

*駐車場区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 2
[変更後区画] No. 10

2017年10月10日

〈 甲 〉 住所：生駒市小明町794番地
氏名：株式会社 ニシグチ
代表取締役 西口 豊

〈上記代理人兼管理者〉住所：生駒市谷田町876
氏名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲埜 幸治



〈 乙 〉 住所：[REDACTED]
氏名：佐藤 光紀 [REDACTED]

【駐車場の表示】

所在：生駒市小明町546番地5
名称：ニシグチ第1モータープール

以上

(以下乙とい
次の通り契約を

賃貸し、乙はこ

更することが出

の目的に使用し

あらかじめ甲

13/日迄の1
回時は、契約

せん。

駐車場賃貸借契約書

株式会社ニシグチ（以下甲という） 佐藤 光紀（以下乙という）との間に下記駐車場施設（以下駐車場という）の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

*名称：ニシグチ第1モータープール

*所在地：生駒市小明町546番地の5

*駐車場区画：第 2 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所（区画）に変更することが出来る。

【第2条】登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

*車両番号： _____

*車名： 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】契約期間

契約期間は、平成 27 年 2 月 / 日から平成 28 年 / 月 3 / 日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の全額を甲は乙に返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合は、賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づく義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 27.1.29 年 月 日

賃 貸 人
 (甲) 住 所：生駒市小明町794番地
 氏 名：株式会社ニシグチ
 代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者
 住 所：生駒市谷田町 876

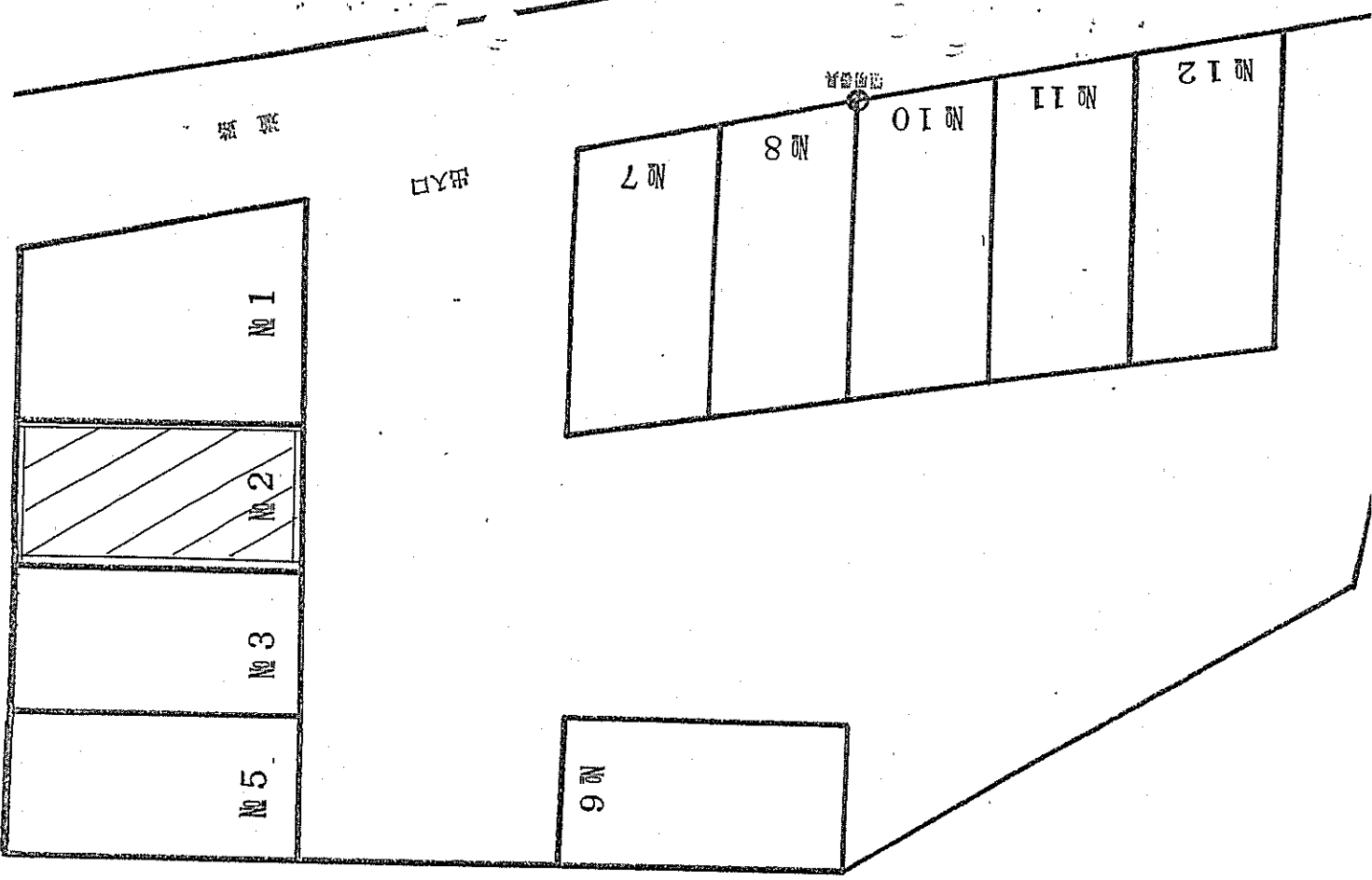
氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
 代表取締役 仲 埜 幸 治
 TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人
 (乙) 住 所：[Redacted]

氏 名：佐藤 光紀

TEL：[Redacted]
 携 帯：[Redacted]

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1モータープール

No. 11

ニシグチ第1モータープール No. 6 → Na11.

駐車場賃貸借契約書

覚 書

株式会社 ニシグチ (以下甲という) と
佐藤 光紀 (以下乙という) とは、
末尾記載駐車場施設(以下駐車場という)の賃貸借契約について、次の特約条項を追加すること
に合意したので本覚書を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

記

【特約条項】

* 駐車区画は 2017年10月10日付にて下記の通り変更するものとする。

[変更前区画] No. 6

[変更後区画] No. 11

2017年10月10日

(甲) 住 所: 生駒市小明町794番地
氏 名: 株式会社 ニシグチ
代表取締役 西 口 豊

(上記代理人兼管理者) 住 所: 生駒市谷田町876
氏 名: イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 埜 幸 治



(乙) 住 所: [REDACTED]
氏 名: 佐藤 光紀 [REDACTED]

【駐車場の表示】

所 在: 生駒市小明町546番地5
名 称: ニシグチ第1モータープール

以 上

駐 車 場 賃 借 貸 借 契 約 書

ません。

2日迄の
時は、契約

あらかじめ

目的に使用

することが

賃貸し、乙は

車場施設(以
自1通を保有

駐車場賃貸借契約書

株式会社 ニングチ (以下甲という) と

小森 光紀 (以下乙という) との間に、下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃貸借に関し次の通り契約を締結し、甲、乙各自 1 通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

* 名 称：ニングチ第1モータープール

* 所 在 地：生駒市小町5 4 6 番地5

* 駐車場区画：第 6 号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号： 黒指足

* 車 名： _____

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、2017年10月 3日から2018年10月 2日迄の1年間とする。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することができる。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、甲は乙に全額を返還しなければならない。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、賃料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】賃料

- (1) 賃料は月額金9,000円也と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払うこと。銀行振込をする場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。
- (3) 解約については月末解約とし、月の中途における解除の場合も、前前賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。
- (4) 賃料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならない。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来ないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保全・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めてした指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に關し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と保管、諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 貸貸借契約の締結、更新、解約事項

平成29年10月2日

【貸 賃 人】

(甲) 住 所： 生駒市小町794番地

氏 名： 株式会社 ニシグチ

代表取締役 西 口 豊

【上記代理人兼管理者】

住 所： 生駒市谷田町876番地

氏 名： イコマ・ビルサービズ株式会社

代表取締役 仲 壘 幸 治

TEL : (0743) 75-2885(代)

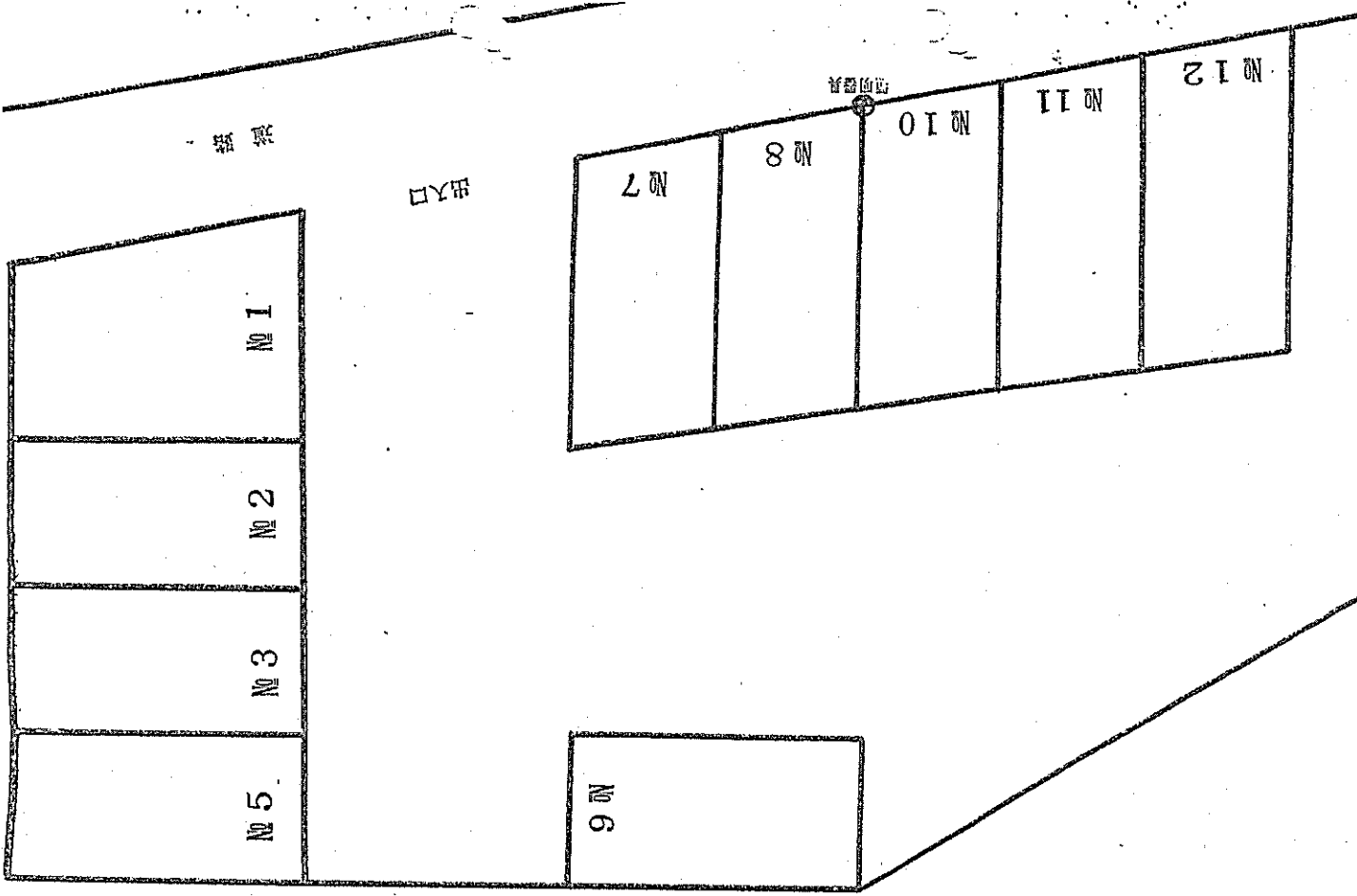
【賃 借 人】

(乙) 住 所： [Redacted]

氏 名： 佐藤 光紀

TEL : [Redacted]

本契約書は車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシグチ第1号車庫

駐車場賃借契約書

株式会社ニシグチ (以下甲という) 佐藤 光紀 (以下乙という)
との間に下記駐車場施設 (以下駐車場という) の賃借借に関する次の通り契約を締結し、甲、乙各自1通を保有する。

【第1条】 保管場所

(1) 甲は、その所有に係る下記表示の土地を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

- * 名称：ニシグチ第1モータープール
- * 所在地：生駒市小町546番地の5
- * 駐車場区画：第12号

(2) 甲は、前項の駐車場を必要に応じて他の場所 (区画) に変更することが出来る。

【第2条】 登録車

(1) 乙は、前条の駐車場を乙の使用する下記自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

* 車両番号： _____
* 車 名： 無指定

(2) 乙は、前項の自動車を他の自動車に変更しようとする時は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

【第3条】 契約期間

契約期間は、平成27年1月26日から平成28年1月25日迄の1年間とします。但し、契約期間満了の際、甲乙間に異議のない時は、契約を更新することが出来る。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第4条】保証金

- (1) 乙は、この契約書作成と同時に保証金として、金18,000円也(税抜き価格18,000円)を甲に預託し、甲は受領した。但し、この金員には、利息はつけない。
- (2) 甲は、乙が本契約を解除し、甲に対する一切の債務を精算した時は、保証金の金額を甲は乙に返還しなければならぬ。
- (3) 乙は、保証金返還債権を他に処分、あるいは、質料その他乙の負担になる諸費用の債務と相殺することは出来ない。
- (4) 乙が第9条(1)の費用、その他乙の負担になる費用のある時は、甲は保証金より任意にこれを控除することが出来る。この場合、乙は直ちに保証金不足分を甲に差し入れなければならない。

【第5条】質料

- (1) 質料は月額金9,000円也(税抜き価格9,000円)と定め、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲の指定する銀行まで振込するか又は指定する者に持参して支払う。銀行振込する場合の振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 前項の質料が、将来土地に対する公租公課の増減、若しくは経済事情の変動に伴う土地価格の高低、又は近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になった時は、甲又は、乙はそれぞれ相手方に当該賃料の改定を請求出来るものとする。

- (3) 月の中途における解約もしくは解除の場合は、前納賃料は返却しない。新規契約の場合の賃料は、日割り計算とする。

- (4) 質料が1ヶ月延滞した時は、再契約とする。

【第6条】車庫証明

- (1) 車庫証明の申請は必ず甲の承諾を得るものとし、甲の承認する自動車保管場所使用承諾書を申請書類として使用する以外は無効とする。
- (2) 車庫証明発行の場合は、乙は手数料として金27,000円也(税抜き価格27,000円)を甲に支払うこととする。但し、証紙、及びステッカー一代金は別途申し受けるものとする。
- (3) 本契約締結時より6ヶ月以内に車庫証明の請求が生じたとき、乙は甲に対し6ヶ月分の前払い賃料を支払うこと。尚、その期間内に解約の場合前払い賃料の返却はしない。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第7条】解約

- (1) 甲又は、乙において契約期間満了前に解約しようとする時は、甲は2ヶ月前、乙は1ヶ月前にそれぞれ相手方に予告しなければならぬ。但し、乙は、当該予告に代えて予告日数分に相当する金額の賃料を、甲に支払うことにより即時解約することが出来る。
- (2) 乙は、本契約を解除し、甲より保証金の返還を受けた当日より駐車出来なないものとする。
- (3) 解約の際、乙は保証金と引き替えに契約書を返却すること。

【第8条】解除

乙がこの契約に基づき義務のいずれかに違反した時は、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに契約を解除し、駐車場の明け渡しを要求することが出来る。

【第9条】その他

- (1) 乙又は、乙の関係人(運転者その他使用人・同乗者等を含む)が故意又は過失により、駐車場の施設・備品・器具または、他の駐車中の自動車に損害を与えた時は、乙は、直ちに甲に報告し、発生せる損害額の全額を直ちに賠償しなければならない。
- (2) 乙は、賃借権を譲渡し又は、駐車場を転貸し若しくは他人に使用させてはならない。
- (3) 乙は、甲が駐車場の保安・防犯・秩序維持その他、駐車場の適切な管理運営を確保する為に定めた規則を遵守するのは勿論のこと、甲が必要と認めさせた指示に従わなければならない。
- (4) 天災地変・人災類焼その他の不可抗力により、又は、直接甲が当事者とならない事故により乙が被った損害(駐車自動車の盗難・損傷・火災等)については、甲は責任を負わない。
- (5) この契約に定めていない事項については、甲乙協議して決することとする。

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。

【第10条】代理権授与の明示

甲は本駐車場に関し、別に締結した「業務委託契約書」において次の各号に掲げる業務について、後書に記載の管理者に甲を代理とする権限を授与した。

- (1) 駐車場料金、並びに保証金その他一時金の徴収と諸費用の支払い
- (2) 未収金の督促、その他の通知事項
- (3) 賃貸借契約の締結、更新、解約事項

【特約条項】

平成 27. 1. 26 日

賃 貸 人 住 所：生駒市小町794番地

氏 名：株式会社ニシヅチ
代表取締役 西口 豊

上記代理人兼管理者 住 所：生駒市谷田町 876

氏 名：イコマ・ビルサービス株式会社
代表取締役 仲 塾 幸 治

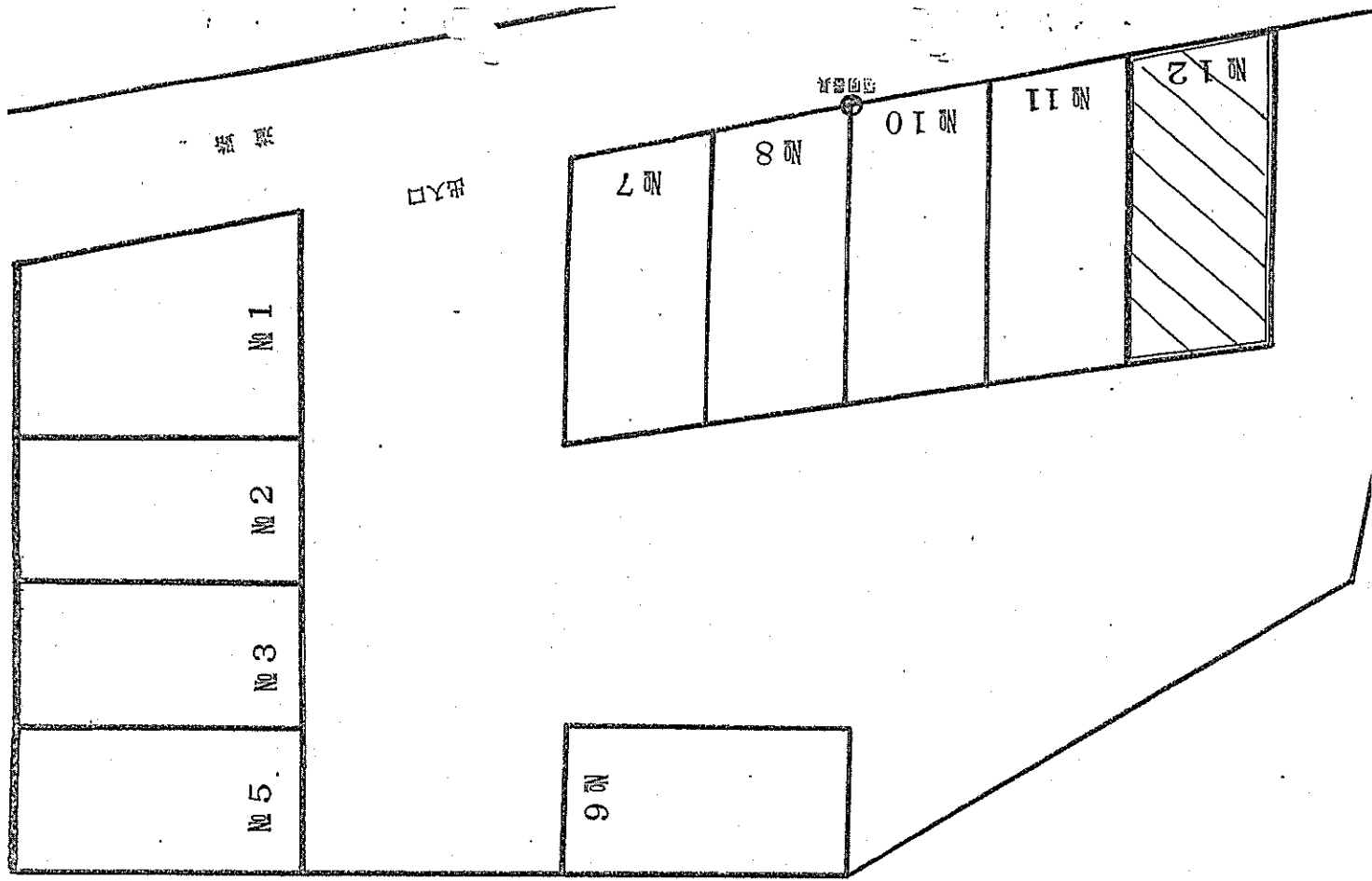
TEL：(0743) 75-2885 (代)

賃 借 人 住 所：[Redacted]

氏 名：佐藤光紀

TEL：[Redacted]
携 帯：[Redacted]

本契約書は、車庫証明申請時の使用承諾証明書としては使用できません。



ニシヅチ第1号ターナル

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連スタッフ	
⑤給料(賃金)	185,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和4年 4月1日から 令和5年3月31日まで		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	9:00~18:00		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 <input checked="" type="checkbox"/> 年末及び年始 <input checked="" type="checkbox"/> お盆 <input type="checkbox"/> その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 149,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 固定残業手当 36,000 円 (固定残業 30 時間含む) 手当 円 賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和4年 4月 1日</div> <div style="text-align: center;">雇用者 佐藤光紀</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [REDACTED]</div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日
				2022/4/1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	22	17	24	23	21	22	19	21	22	20	22	23			256
労働時間数	185	143.0	200.0	191.0	176.0	184.0	162.0	178.0	186.0	167.0	187.0	194.0			2,153
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000	149,000			1,788,000
固定残業	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000			432,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税合計	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000			2,220,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給額	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000			2,220,000
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555			8,880
社会保険料合計	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555			8,880
課税対象額	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,445	184,075	184,075	184,075	184,075	184,075	184,075			2,211,120
所得税	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200			50,400
市県民税															0
年末調整還付金									-21,400						-21,400
控除額合計	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	4,755	5,125	5,125	-16,275	5,125	5,125	5,125			37,880
差引支給額	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	180,245	179,875	179,875	201,275	179,875	179,875	179,875			2,182,120
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月 31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	950 円	(<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和4年 4月1日から 令和5年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 休憩 1時間		
休日	<u>水</u> ・ <u>土</u> ・ <u>日</u> ・ <u>祝日</u> ・ <u>年末及び年始</u> <u>お盆</u> ・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和4年 4月 1日</div> 雇用者 佐藤光紀 被雇用者 [Redacted]			

政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2022/4/1	月												賃与2	合計
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
労働日数	16	14	19	20	15	18	16	13	21	13.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	205		
労働時間数	80.5	81.0	112.0	121.5	97.0	98.5	76.5	68.5	135.5	78.0	129.5	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0	1,249.5		
時間外労働																	0		
休日労働																	0		
深夜労働																	0		
基本給	76,745	76,950	106,400	115,425	92,150	93,575	72,675	65,075	128,725	74,100	123,025	162,450	162,450	162,450	162,450	162,450	1,187,295		
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税合計	76,745	76,950	106,400	115,425	92,150	93,575	72,675	65,075	128,725	74,100	123,025	162,450	162,450	162,450	162,450	162,450	1,187,295		
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総支給額	76,745	76,950	106,400	115,425	92,150	93,575	72,675	65,075	128,725	74,100	123,025	162,450	162,450	162,450	162,450	162,450	1,187,295		
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
雇用保険保険料	230	230	319	346	276	280	363	325	643	370	615	812	812	812	812	812	4,809		
社会保険料合計	230	230	319	346	276	280	363	325	643	370	615	812	812	812	812	812	4,809		
課税対象額	76,515	76,720	106,081	115,079	91,874	93,295	72,312	64,750	128,082	73,730	122,410	161,638	161,638	161,638	161,638	161,638	1,182,486		
所得税	0	0	0	1,540	290	1,420	0	0	2,150	0	1,950	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	10,760		
市県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
年末調整還付金									-3,590								-3,590		
控除額合計	230	230	319	1,886	566	1,700	363	325	-797	370	2,565	4,222	4,222	4,222	4,222	4,222	11,979		
差引支給額	76,515	76,720	106,081	113,539	91,584	91,875	72,312	64,750	129,522	73,730	120,460	158,228	158,228	158,228	158,228	158,228	1,175,316		
領収印	[Redacted]																		

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和4年 4月 1日～ 令和4年 9月 30日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	866円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動+後援会活動 → 按分率 1/2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		




※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和4年 4月1日から 令和4年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 866円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和4年 4月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 被雇用者</div> <div style="text-align: center;">佐藤光紀 [Redacted]</div> </div>			

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 佐藤光紀

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和4年 10月 1日～ 令和5年 3月 31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	896円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 政務活動 + 後援会活動 → 按分率 1/2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和4年 10月1日から 令和5年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 ()		
就業場所	生駒市小明町 556-3 佐藤事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及びその他の活動		
就業時間 (休憩時間)	10:00~16:00 (土曜日・その他不定期) 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (上記出勤日以外)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 896 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20日) 賃金支払日 (毎月 月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和4年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">雇用者 被雇用者</div> <div style="text-align: center;">佐藤光紀 [Redacted]</div> </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 佐藤光紀】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日
佐藤光紀	〒100-8331 東京都千代田区千代田1-1-1	1981/04/01	男	2022/4/1

労働日数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賃与1		賃与2		合計			
	6	28.5	3	15.0	5	25.0	4	20.0	4	20.0	4	36.0	7	20.0	4	40.0	8	33.0	7	20.0	5	22.5	4	25.0	5	22.5	5	25.0	62	305.0		
時間外労働																																
休日労働																																
深夜労働																																
基本給	24,681	12,990	21,650	17,320	31,176	17,320	17,770	35,840	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非課税合計	24,681	12,990	21,650	17,320	31,176	17,320	17,770	35,840	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	
総支給額	24,681	12,990	21,650	17,320	31,176	17,320	17,770	35,840	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引支給額	24,681	12,990	21,650	17,320	31,176	17,320	17,770	35,840	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	29,568	17,920	20,160	22,400	
領収印																																

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。